

2012年11月

公開草案 ED/2012/4

# 分類及び測定:IFRS第9号の限定的修正 (IFRS第9号(2010年)の修正案)

コメント募集期限:2013年3月28日

**分類及び測定：IFRS第9号の限定的修正  
(IFRS第9号（2010年）の修正案)**

コメント期限：2013年3月28日

## EXPOSURE DRAFT NOVEMBER 2012

Exposure Draft ED/2012/4 *Classification and Measurement: Limited Amendments to IFRS 9* (Proposed amendments to IFRS 9 (2010)) is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form as amendments to IFRSs. Comments on the Exposure Draft and the Basis for Conclusions should be submitted in writing so as to be received by **28 March 2013**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IASB website ([www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)), using the 'Comment on a proposal' page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright © 2012 IFRS Foundation®

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts, and other IASB publications are copyright of the IFRS Foundation. The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,  
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.  
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749  
Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

All rights reserved. Copies of the draft amendments and the accompanying documents may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IFRS Foundation's copyright and sets out the IASB's address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'eIFRS', 'IFRS', 'IAS', 'IASB', 'IASC Foundation', 'IASCF', 'IFRS for SMEs', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'International Accounting Standards', 'International Financial Reporting Standards' and 'SIC' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

**分類及び測定：IFRS第9号の限定的修正**  
**(IFRS第9号（2010年）の修正案)**

コメント期限：2013年3月28日

公開草案 ED/2012/4「分類及び測定：IFRS 第9号の限定的修正」（IFRS 第9号（2010年）の修正案）は、コメントを求めることのみを目的に、国際会計基準審議会（IASB）が公表したものである。この提案は、IFRSの修正として最終の形となる前に、受け取ったコメントを考慮して修正されることがある。本公開草案及び結論の根拠に対するコメントは、**2013年3月28日**までに届くよう、文書で提出されたい。回答者は、IASBのウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に、‘Comment on a proposal’のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は公開の記録に掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外であるが、そのような要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。

IASB、IFRS財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

コピーライト © 2012 IFRS Foundation®

国際財務報告基準（国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む）、公開草案、及び他の IASB 公表物は、IFRS 財団の著作物である。国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,  
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.  
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749  
Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

すべての権利は保護されている。本修正案及び付属文書のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーが IFRS 財団の著作権であることを識別でき、かつ、IASB のアドレスを完全に表示している場合に限って、IASB へ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ／IASB ロゴ／‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASC Foundation’、‘IASCF’、‘IFRS for SMEs’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘International Accounting Standards’、‘International Financial Reporting Standards’ 及び ‘SIC’ は IFRS 財団の商標である。

## 目次

|   | 開始する項 |
|---|-------|
| イントロダクション及びコメント募集   | IN 1  |
| <b>〔案〕「分類及び測定：IFRS 第9号の限定的修正」<br/>（IFRS 第9号（2010年）の修正案）</b>       |       |
| 以下についての変更：  |       |
| 金融資産の分類   | 4.1.1 |
| 金融資産の事後測定   | 5.2.1 |
| 金融資産の分類変更   | 5.6.1 |
| 利得及び損失  | 5.7.1 |
| 発効日   | 7.1.1 |
| 経過措置  | 7.2.1 |
| IFRIC 第9号及びIFRS 第9号（2009年）の廃止                                     | 7.3.2 |
| 付 録：  |       |
| B 適用指針  |       |
| C 他のIFRSの修正   |       |
| <b>審議会による「分類及び測定：IFRS 第9号の限定的修正」<br/>（IFRS 第9号（2010年）の修正案）の承認</b> |       |
| <b>結論の根拠</b>  |       |
| <b>公開草案に対する代替的見解</b>  |       |
| <b>〔案〕IFRS 第9号「金融商品」（2010年）の設例の修正</b>                             |       |
| <b>〔案〕付録</b>  |       |
| <b>他のIFRSに関するガイダンスの修正</b>   |       |

## イントロダクション

- IN1 国際会計基準審議会（IASB）は、この IFRS 第 9 号「金融商品」（2010 年 10 月公表）—— IFRS 第 9 号（2010 年）と呼ぶ——の修正案の公開草案を、以下の目的のために公表した。
- (a) 利害関係者から提起された具体的な適用上の疑問に対処する。
  - (b) 金融資産についての分類及び測定モデルと IASB の保険契約プロジェクトとの相互関係を考慮に入れる。
  - (c) 米国財務会計基準審議会（FASB）の金融商品に関する暫定的な分類及び測定モデルとの主要な相違点を減らす。
- IN2 したがって、本公開草案では、次の目的のための IFRS 第 9 号（2010 年）の限定的修正を提案している。その目的は、現行の分類及び測定の要求事項を明確化するとともに、含んでいる契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払のみである特定の金融資産について、その他の包括利益（OCI）を通じて公正価値で測定する区分を導入することである。本公開草案は、IFRS 第 9 号のすべての章が完成して IFRS 第 9 号の完成版が公表された後は、その版の IFRS 第 9 号だけが早期適用できるものとすることも提案している。ただし、1 つ例外がある。すなわち、本公開草案は、公正価値オプションで指定した金融負債についての負債の信用リスクの変動に起因する利得又は損失をその他の包括利益に表示するという、2010 年 10 月に公表した要求事項の早期適用を認めることを提案している。
- IN3 IASB は、多くの利害関係者が、すでに IFRS 第 9 号を早期適用しているか又は適用開始の準備に相当の資源を投入してきたことに留意した。IASB は、IFRS 第 9 号の変更の範囲に注意し、利害関係者のコストと混乱を最小限にすることを図っている。したがって、IASB は IFRS 第 9 号の限定的修正を提案している。IASB は、IFRS 第 9 号の過去の版の新規適用の禁止を発効させるのは、IFRS 第 9 号の完成版の公表の 6 か月後とすることも提案している。

## 今後のステップ

- IN4 IASB は、この提案に対して寄せられるコメントを検討して、IFRS 第 9 号（2010 年）の修正を進めるべきかどうかを決定する。

## コメント募集

IASB は、本公開草案における提案、特に以下に示す質問についてコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問に回答している
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している
- (c) 明確な論拠を含んでいる
- (d) 該当のある場合、当審議会が考慮すべき代替案を記述している

本公開草案において、IASB は IFRS 第 9 号（2010 年）における事項のうち本公開草案で扱っていないものについてはコメントを求めている。

コメントは、**2013 年 3 月 28 日**までに到着するよう文書で提出されたい。

### 契約上のキャッシュ・フローの特性の評価：元本と貨幣の時間価値及び信用リスクの対価との間の改変された経済的關係

IASB は、一部の金融資産に対する契約上のキャッシュ・フローの特性の評価の適用に関する質問を受けてきた。特に、金利のミスマッチの要素を含んだ金融資産に関して疑問が提起されている（すなわち、金利が改定されるが改定の頻度が金利の期限と一致していない場合）。

したがって、本公開草案では、IFRS 第 9 号の適用指針の修正を提案して、金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの内容が元本と貨幣の時間価値及び信用リスクの対価に関連した支払のみであるが、それらの構成要素の間の経済的關係が金利のミスマッチの要素又はレバレッジにより改変されている場合（「改変された経済的關係」）には、企業は当該改変を評価して、契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみを表すのかどうかを評価しなければならない。改変された経済的關係を評価する際に、企業は、経済的關係の改変を含まないこと以外のすべての点（金利改定日を含む）で同一の金融資産のキャッシュ・フロー（「ベンチマーク・キャッシュ・フロー」）を考慮する。改変により、ベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大でないとはいえない契約上のキャッシュ・フローとなる場合には、その契約上のキャッシュ・フローは、元本及び利息の支払のみではない。

#### 質問 1

元本と貨幣の時間価値及び信用リスクの対価との間の改変された経済的關係は、IFRS 第 9 号の目的上、元本及び利息の支払のみであるキャッシュ・フローを内容としていると考えることができることに同意するか。これが当てはまるのは、契約上のキャッシュ・フローとベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大でない場合であり、かつ、その場合のみであることに同意するか。同意しない場合には、その理由は何か。また、その代わりにどのような提案をするか。

#### 質問 2

本公開草案は、改変された経済的關係の評価について十分に運用可能な適用指針を提案しているかと考



えるか。そう考えない場合には、その理由は何か。どのような追加のガイダンスを提案するか、また、その理由は何か。

### 質問 3

この IFRS 第 9 号の修正案は、金利のミスマッチの要素を含んだ金融資産への、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価の適用を明確化するという目的を達成すると考えるか。元本及び利息の支払のみと考えるべき契約上のキャッシュ・フローを有する金融資産をより適切に識別することになるか。そう考えない場合には、その理由は何か。また、その代わりにどのような提案をするか。

### 事業モデルの評価：含んでいるキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみである金融資産についての「その他の包括利益を通じて公正価値」の測定区分

本公開草案は、一部の金融資産を強制的に OCI を通じて公正価値で測定することを提案している<sup>1</sup>。具体的には、資産が契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で管理されている事業モデルの中で保有されている金融資産である(契約上のキャッシュ・フローの特性の評価が条件となる。すなわち、これらは負債性金融商品である)。提案では、金利収益、信用減損及び認識の中止時の利得又は損失は、純損益に認識し、他のすべての利得又は損失(すなわち、これらの項目と公正価値の全体の変動との差額)は OCI に認識されることになる。

金利収益と信用減損は、償却原価で測定する金融資産と同じ方法で計算し認識する<sup>2</sup>。OCI に認識した利得又は損失の累計額は、当該金融資産の認識の中止をした時に純損益に振り替える。これにより、償却原価の情報が純損益で提供され、公正価値の情報が財政状態計算書で提供されることになる。

本公開草案は、事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理することであるのかどうかを決定する方法についての適用指針を提案している。

さらに、本公開草案は、何が「回収するために保有する」事業モデルなのかについて、IFRS 第 9 号の適用指針の明確化を提案している。

### 質問 4

契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理している事業モデルの中で保有されている金融資産については、次のようにして、OCI を通じて公正価値で測定することを要求すべきであることに同意するか(契約上のキャッシュ・フローの特性の評価を条件とする)。

- (a) 金利収益、信用減損及び認識の中止時の利得又は損失は、償却原価で測定する金融資産と同じ方法で純損益に認識する。
- (b) 他のすべての利得及び損失は OCI に認識する。

<sup>1</sup> これは、売買目的保有ではない資本性金融商品に係る公正価値利得及び損失を OCI に表示するという IFRS 第 9 号における取消不能の選択肢とは異なる。

<sup>2</sup> IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」における為替利得及び損失を認識する目的上、提案している「OCI を通じて公正価値」の区分に分類される金融資産は、外貨において償却原価で測定されているかのように扱う。したがって、償却原価の変動から生じた為替差額は、純損益に認識される。

同意しない場合、その理由は何か。その代わりにどのような提案をするか、また、その理由は何か。

## 質問 5

本公開草案は、3つの事業モデルを区別する方法に関する十分に運用可能な適用指針を提案している  
と考えるか（事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理す  
ることであるかどうかの決定を含む）。それらの事業モデルを記述するために提供しているガイダンス  
に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。どのような追加のガイダンスを提案するか、また  
その理由は何か。

本公開草案は、IFRS 第9号における現行の公正価値オプションを、そうでなければ強制的に OCI を  
通じて公正価値で測定される金融資産について利用できるようにすることを提案している。すなわち、  
本公開草案は、次の場合に、こうした金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定する  
ことを認めると提案している。その場合とは、こうした指定により測定又は認識の不整合（「会計上の  
ミスマッチ」と呼ばれることもある）が除去されるか又は大幅に低減する場合である。IFRS 第9号  
の既存の公正価値オプションに従って、こうした指定は当初認識時に行い、取消不能とする。

## 質問 6

IFRS 第9号における既存の公正価値オプションを、そうでなければ強制的に OCI を通じて公正価値  
で測定される金融資産に拡張することに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。また、その  
代わりにどのような提案をするか。

## 早期適用

現在のところ、IFRS 第9号の複数の版が早期適用できる。すなわち、企業は、金融資産のみについ  
ての分類及び測定の要求事項（すなわち、2009年公表のIFRS 第9号）を適用すること、又は金融負  
債と金融資産の両方についての分類及び測定の要求事項（すなわち、2010年公表のIFRS 第9号）を  
適用することの、いずれも認められている。本公開草案では、強制発効日の前に新たに適用できるの  
は、IFRS 第9号の完成版（すなわち、分類及び測定、減損並びに一般ヘッジ会計の章を含んだもの）  
のみとする（ただし、下記の質問8に記述するものは例外とする）ことを提案している<sup>3</sup>。

## 質問 7

IFRS 第9号の完成版の公表後にIFRS 第9号の早期適用を選択する企業に、IFRS 第9号の完成版  
（すなわち、すべての章を含んだもの）の適用を要求することに同意するか。同意しない場合、その  
理由は何か。IFRS 第9号の完成版の公表とIFRS 第9号の過去の版の新規適用の禁止の発効時期と  
の間の6か月の期間は十分と考えるか。そう考えない場合、どのような期間が適切か、また、その理  
由は何か。

## 金融負債に係る「自己の信用」の利得又は損失の表示

上述の経過措置の提案にかかわらず、IFRS 第9号の完成後に、企業はIFRS 第9号の「自己の信用」

<sup>3</sup> これらの経過措置の提案の発効時までにはIFRS 第9号の以前の版をすでに適用している企業は、IFRS 第9号の強制  
発効日又は企業がIFRS 第9号の完全版の適用を選択する時まで、その版の適用を継続することが認められる。

の定め（純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債の信用リスクの変動に起因する公正価値利得又は損失を、その他の包括利益に表示することを企業に要求するもの）のみを、他の点では金融商品の分類及び測定を変更せずに、早期適用することが認められる。

## 質問 8

IFRS 第 9 号の完成版の公表後に、IFRS 第 9 号の「自己の信用」の定めのみを早期適用する選択を企業に認めることに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。また、その代わりにどのような提案をするか。

## 初度適用

本公開草案は、IFRS の初度適用企業について IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の具体的な変更を提案していない。しかし、初度適用企業に IFRS 第 9 号を適用するための十分な準備期間を与え、既存の作成者と比較して不利にならないようにするために、IASB は、これらの提案を再審議する際に、初度適用企業についての IFRS 第 9 号への移行を検討するつもりである。

## 質問 9

IFRS 第 9 号への移行に関して IASB が考慮すべき初度適用企業に特有の考慮事項があるか。その場合、どのような考慮事項なのか。

## [案] 国際財務報告基準第9号「金融商品」(2010年)の修正案

[注：脚注は提案の背景説明として記載しているものであり、最終版には記載しない。]

4.1.1 項及び 4.1.3 項から 4.1.4 項を修正する。4.1.2A 項を追加する。新たな文言には下線、削除する文言には取消線を付している。4.1.2 項は参考のため記載しただけで、修正は提案していない。

### 4.1 金融資産の分類

4.1.1 4.1.5項が適用される場合を除き、企業は、次の両方に基づいて、金融資産を事後的に償却原価で測定するもの、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの又は純損益を通じて公正価値で測定するもののいずれかに分類しなければならない。

- (a) 金融資産の管理に関する企業の事業モデル
- (b) 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

4.1.2 金融資産は、次の両方の条件に該当する場合には、償却原価で測定しなければならない。

- (a) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- (b) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

B4.1.1 項から B4.1.26 項は、これらの条件の適用方法に関するガイダンスを示している。

4.1.2A 金融資産は、次の両方の条件に該当する場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定しなければならない。

- (a) 当該資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理する事業モデルの中で保有されている。
- (b) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

B4.1.1 項から B4.1.26 項は、これらの条件の適用方法に関するガイダンスを示している。

4.1.3 4.1.2 項(b)及び4.1.2A 項(b)を適用する目的上、利息は、特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価である。

4.1.4 4.1.2 項に従って償却原価で測定する場合又は4.1.2A 項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する場合を除き、金融資産は純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。ただし、企業は、この区分における特定の金融資産について、公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択をすることができる (5.7.5 項参照)。

5.2.1 項から 5.2.2 項を修正する。新たな文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

### 5.2 金融資産の事後測定

5.2.1 当初認識後、企業は、4.1.1 項から 4.1.5 項に従って、金融資産を公正価値又は償却原価次のいずれかで測定しなければならない。

(a) 償却原価 (IAS 第39号の第9項及び AG5項から AG8項) <sup>4</sup>

(b) その他の包括利益を通じて公正価値 (5.7.1A 項参照)

(c) 純損益を通じて公正価値

5.2.2 企業は、X 項から X 項<sup>5</sup>IAS 第39号の第58項から第65項及び AG84項から AG93項の減損の要求事項を、4.1.2項に従って償却原価で測定する金融資産及び4.1.2A 項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に適用しなければならない。

5.6.2 項から 5.6.3 項を修正する。新たな文言には下線、削除する文言には取消線を付している。5.6.1 項は参考のため記載しているだけであり、修正は提案していない。

## 5.6 金融資産の分類変更

5.6.1 4.4.1項に従って金融資産を分類変更する場合には、企業は分類変更日から将来に向かって分類変更を適用しなければならない。企業は、それまでに認識した利得、損失又は利息を修正再表示してはならない。

5.6.2 4.4.1項に従って、金融資産を償却原価の測定区分から純損益を通じて公正価値で測定する区分ように分類変更した場合には、その公正価値は分類変更日現在で算定する。従前の帳簿価額と公正価値との差額から生じる利得又は損失は、純損益に認識する。

5.6.3 4.4.1項に従って、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定する区分から償却原価で測定する区分ように分類変更した場合には、分類変更日の公正価値が新たな帳簿価額となる。

5.6.4 項から 5.6.7 項を追加する。

5.6.4 4.4.1項に従って、金融資産を償却原価の測定区分からその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分に分類変更した場合には、その公正価値は分類変更日現在で算定する。従前の帳簿価額と公正価値との差額から生じる利得又は損失は、その他の包括利益に認識する。実効金利について分類変更による調整は行わない。

5.6.5 4.4.1項に従って、金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分から償却原価の測定区分に分類変更した場合には、当該金融資産は分類変更日の公正価値で分類変更する。ただし、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額は、資本から除去して、分類変更日現在の当該金融資産の公正価値に対して修正する。この修正は、その他の包括利益に影響を与えるが、純損益には影響を与えないので、組替調整額ではない (IAS 第1号「財務諸表の表示」参照)。実効金利について分類変更による調整は行わない。

5.6.6 4.4.1項に従って、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定する区分からその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分に分類変更した場合には、分類変更日の公正価値が新たな帳簿価額となる。

5.6.7 4.4.1項に従って、金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分から純

<sup>4</sup> IAS 第 39 号の要求事項への参照は、本基準の完成時に、本基準の該当する項への参照に置き換える。

<sup>5</sup> この項における参照は、IASB が予想損失減損モデルを確定して当該要求事項を本基準に織り込んだ時に挿入する。IASB は、償却原価測定区分とその他の包括利益を通じた公正価値測定区分の金融資産の両方に同じ減損モデルを適用することを暫定的に決定している。

損益を通じて公正価値で測定する区分に分類変更した場合には、分類変更日の公正価値が新たな帳簿価額となる。過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額は、分類変更日に、資本から純損益に組替調整額（IAS 第1号参照）として振り替える。

5.7.1 項及び 5.7.4 項を修正する。5.7.1A 項を追加する。新たな文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

## 5.7 利得及び損失

5.7.1 公正価値で測定するされ、かつ、ヘッジ関係（IAS 第39号の第89項から第102項参照）<sup>6</sup>の一部ではない金融資産又は金融負債に係る利得又は損失は、純損益に認識しなければならない。ただし、次のものを除く。

- (a) ヘッジ関係（IAS 第39号の第89項から第102項参照）の一部であるもの [削除]
- (b) 資本性金融商品に対する投資であり、企業が当該投資に係る利得及び損失を5.7.5項に従ってその他の包括利益に表示することを選択しているもの
- (c) 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債であり、5.7.7項に従って当該負債の信用リスクの変動の影響をその他の包括利益に表示することが要求されているもの
- (d) 4.1.2A 項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして分類した金融資産であり、5.7.1A 項に従って公正価値の特定の変動をその他の包括利益に認識することが要求されているもの

5.7.1A 4.1.2A 項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得又は損失は、減損損失（5.2.2項参照）及び為替差損益（B5.7.2項から B5.7.3項参照）を除き、当該金融資産の認識の中止を行うか又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分以外に分類変更（4.4.1項参照）するまで、その他の包括利益に認識しなければならない。当該金融資産の認識の中止を行う際には、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を、資本から純損益に組替調整額（IAS 第1号参照）として振り替える。当該金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分から他の区分に分類変更する場合には、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を、5.6.5項及び5.6.7項に従って会計処理しなければならない。実効金利法（IAS 第39号の第9項及び AG5項から AG8項参照<sup>7</sup>）を用いて算出した金利は、純損益に認識する（IAS 第18号参照）。

...

5.7.4 企業が決済日会計（3.1.2項並びに B3.1.3項及び B3.1.6項参照）を用いて金融資産を認識している場合には、取引日と決済日との間における、受け取るべき金融資産の公正価値の変動は、償却原価で測定する資産については認識されない（減損損失を除く）。しかし、公正価値で測定する資産については、公正価値の変動は、5.7.1項から5.7.1A項に従って、適宜、純損益又はその他の包括利益に認識しなければならない。

<sup>6</sup> この参照は、最終的には第6章「ヘッジ会計」[案]を反映するように更新する。

<sup>7</sup> IAS 第39号の要求事項への参照は、本基準の完成時に、本基準の該当する項への参照に置き換える。

7.1.1 項を修正し 7.1.1A 項から 7.1.1B 項を追加する。新たな文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

## 7.1 発効日

7.1.1 企業は、本基準を2015年1月1日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。しかし、企業が本基準を早期適用することを選択していて2009年公表の IFRS 第9号を未だ適用していない場合には、本基準の要求事項のすべてを同時に適用しなければならない（ただし、7.3.2項も参照のこと）。企業が本基準を2015年1月1日前に開始する期間の財務諸表に適用する場合には、企業はその旨を開示し、本基準の要求事項のすべてを適用しなければならない<sup>8</sup>。同時に付録 C の修正を適用しなければならない（ただし、7.1.1A 項から7.1.1B 項も参照のこと）。

7.1.1A [公開後に日付挿入] 公表の「分類及び測定：IFRS 第9号の限定的修正」(IFRS 第9号(2010年)の修正案)により、[公開後に日付挿入]<sup>9</sup>を発効日として、IFRS 第9号(2010年)について以下の修正が行われた。

- (a) 4.1.1項及び4.1.3項から4.1.4項、5.2.1項から5.2.2項、5.6.2項から5.6.3項、5.7.1項及び5.7.4項、7.1.1項、7.2.1項から7.2.2項、7.2.4項、7.2.5項から7.2.6項、7.2.14項、7.2.16項、7.3.2項、B3.1.6項、B4.1.1項、B4.1.3項からB4.1.4項、B4.1.5項からB4.1.7項、B4.1.9項、B4.1.12項からB4.1.13項、B4.1.26項、B4.1.29項からB4.1.30項、B4.1.36項、B4.3.1項、B4.4.1項の前の見出し、B5.1.1項、B5.2.1項からB5.2.2項、B5.7.3項及びB7.2.1項が修正された。
- (b) 4.1.2A 項、5.6.4項から5.6.7項、5.7.1A 項、7.1.1A 項から7.1.1B 項、7.2.4A 項、7.2.17項、B4.1.2A 項からB4.1.2B 項、B4.1.4A 項からB4.1.4B 項、B4.1.8A 項、B4.1.9A 項からB4.1.9E 項、B4.1.21A 項、B5.6.1項からB5.6.2項、B5.7.1A 項及びB5.7.2A 項が追加された。
- (c) 7.2.3項が削除された。

企業が IFRS 第9号(2009年公表)、IFRS 第9号(2010年公表)又は第6章ヘッジ会計[案]を織り込んだ IFRS 第9号を、[公開後に日付挿入]<sup>10</sup>よりも前に適用した場合には、2015年1月1日以後開始する最初の事業年度までは、これらの修正を適用することを要求されない。

7.1.1B 7.1.1項の要求事項にかかわらず、企業は、公正価値オプションにより指定した金融負債に係る負債の信用リスクの変動に起因する利得又は損失を、その他の包括利益に表示する要求事項(5.7.1項(c)、5.7.7項から5.7.9項、7.2.13項及びB5.7.5項からB5.7.20項)を、本基準の他の要求事項を早期適用せずに、早期適用することを選択できる。企業がこれらの各項を早期適用することを選択した場合には、その旨を開示するとともに、IFRS 第7号の第10項及び第10A 項を同時に適用しなければならない。

<sup>8</sup> これには減損及び一般ヘッジ会計に関する要求事項も含まれる。これらは確定した時点で本基準に追加する。

<sup>9</sup> IFRS 第9号の完成版の公表日から6か月後の日

<sup>10</sup> IFRS 第9号の完成版の公表日から6か月後の日

7.2.1 項から 7.2.2 項、7.2.4 項、7.2.5 項から 7.2.6 項及び 7.2.16 項を修正する。7.2.4A 項及び 7.2.17 項を追加する。7.2.3 項は削除する。新たな文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

## 7.2 経過措置

- 7.2.1 企業は、7.2.4項から~~7.2.15~~7.2.17項で定められている事項を除き、本基準を IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、遡及適用しなければならない。本基準は、適用開始日時点ですでに認識の中止が行われていた項目に適用してはならない。
- 7.2.2 7.2.1項及び~~7.2.3~~項から~~7.2.16~~7.2.4項から~~7.2.17~~項の経過措置の目的上、適用開始日とは、企業が本基準の要求事項を最初に適用した日をいう。適用開始日は、次の日とすることができる。
- (a) ~~2011年1月1日前に本基準を初めて適用する企業においては、本基準の公表日と2010年12月31日の間の任意の日~~
- (b) ~~2011年1月1日以後に本基準を初めて適用する企業においては、本基準を適用した最初の報告期間の期首としなければならない。~~
- 7.2.3 適用開始日が報告期間の期首ではない場合には、企業はその旨及びそのような適用開始日を用いた理由を開示しなければならない。 [削除]
- 7.2.4 適用開始日現在で、企業は、適用開始日に存在した事実及び状況に基づいて、金融資産が4.1.2項(a)又は4.1.2A 項(a)の条件を満たしているかどうかを判定しなければならない。その結果行われる分類は、過去の報告期間における企業の事業モデルに関係なく、遡及適用しなければならない。
- 7.2.4A 企業が、元本と貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価との間の改変された経済的関係を、本基準の B4.1.9A 項から B4.1.9E 項の要求どおりに遡及的に評価することが実務上不可能 (IAS 第8号で定義) である場合には、企業は、B4.1.9A 項から B4.1.9E 項に挙げている要求事項にかかわらず、関連する金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を遡及的に評価しなければならない。
- 7.2.5 企業が混合契約を4.1.2A 項、4.1.4項又は4.1.5項に従って公正価値で測定するが、比較報告期間において混合契約の公正価値を測定していなかった場合には、企業が過去の期間の修正再表示を行うときは、比較報告期間の混合契約の公正価値は、各比較報告期間の末日現在の構成要素 (すなわち、デリバティブでない主契約及び組込デリバティブ) の公正価値の合計額としなければならない。
- 7.2.6 適用開始日現在で、企業は、適用開始日における混合契約全体の公正価値と適用開始日における混合契約の構成要素の公正価値との合計額との差額を次の項目に認識しなければならない。
- (a) 本基準を報告期間の期首において初めて適用する場合には、適用を開始する報告期間の期首利益剰余金 (又は、適切と認められる他の資本項目) に認識しなければならない。
- (b) ~~本基準を報告期間の期中において初めて適用する場合には、純損益~~
- 7.2.14 7.2.1項の要求にかかわらず、次の期間について本基準の分類及び測定の要求事項を適



用する企業は、の取扱いは次のとおりとする。

- (a) 2012年1月1日前に開始する報告期間に適用する企業は、過去の期間について修正再表示をする必要はなく、IFRS 第7号の第44S 項から第44W 項に示す開示の提供を要求されない。
- (b) 2012年1月1日以後かつ2013年1月1日前に開始する報告期間に適用する企業は、IFRS 第7号の第44S 項から第44W 項に示す開示を提供するか又は過去の期間を修正再表示するかのいずれかを選択しなければならない。
- (c) 2013年1月1日以後に開始する報告期間に適用する企業は、IFRS 第7号の第44S 項から第44W 項に示す開示を提供しなければならない。が、過去の期間を修正再表示する必要はない。企業は、事後的判断の使用なしに可能である場合に、かつ、その場合にのみ、過去の期間を修正再表示することができる。

過去の期間について修正再表示を行わない場合には、企業は従前の帳簿価額と適用開始日を含む年次報告期間の期首時点における帳簿価額との差額を、適用開始日を含む年次報告期間の期首利益剰余金（又は、適切と認められる他の資本項目）に認識しなければならない。しかし、過去の期間について修正再表示する場合には、修正再表示後の財務諸表には本基準の要求事項のすべてを反映させなければならない。

...

## **2009年公表の IFRS 第9号、2010年公表の IFRS 第9号又は [年] 公表の第6章ヘッジ会計を織り込んだ IFRS 第9号 [案] を、[公開後に日付挿入]<sup>11</sup>よりも前に早期適用した企業**

- 7.2.16 企業は、7.2.1項から7.2.15項の経過措置を、該当する適用開始日に適用しなければならない。すなわち、企業は7.2.4項から7.2.11項を、IFRS 第9号（2009年公表）の適用時に（又は、そうしなかった場合には IFRS 第9号（2010年公表）全体の適用時に、あるいは、そうしなかった場合には第6章ヘッジ会計を織り込んだ IFRS 第9号 [案] の適用時に）、適用しなければならない。それらの項を複数回適用することは、7.2.17項に定める場合を除き、認められない。
- 7.2.17** 2009年公表の IFRS 第9号、2010年公表の IFRS 第9号又は第6章ヘッジ会計を織り込んだ IFRS 第9号 [案] を、[公開後に日付を挿入]<sup>12</sup>よりも前に適用し、その後に7.1.1A 項に列挙した IFRS 第9号（2010年）の修正を適用する企業は、次のように取り扱う。
- (a) 金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するという従前の指定を、過去に4.1.5 項の条件に従って行ったが、上記の修正を適用することにより当該条件が満たされなくなる場合には、その指定を取り消さなければならない。
  - (b) 金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するという指定が、過去には4.1.5項に従った条件を満たしていなかったが、上記の修正を適用することにより当該条件が満たされることとなる場合には、その指定を行うことができる。
  - (c) 金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するという従前の指定を、過去に4.2.2 項(a)の条件に従って行ったが、上記の修正を適用することにより当該条件が満た

<sup>11</sup> IFRS 第9号の完成版の公表日から6か月後の日

<sup>12</sup> IFRS 第9号の完成版の公表日から6か月後の日

されなくなる場合には、その指定を取り消さなければならない。

- (d) 金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するという指定が、過去には4.2.2項(a)に従った条件を満たしていなかったが、上記の修正を適用することにより当該条件が満たされることとなる場合には、その指定を行うことができる。

こうした指定及び取消しは、7.1.1A 項に列挙した IFRS 第9号 (2010年) の修正の適用開始時に行わなければならない。その分類は遡及適用しなければならない。

7.3.2 項を修正する。削除する文言に取消線を付している。

### 7.3 IFRIC 第9号及び IFRS 第9号 (2009年) の廃止

...

- 7.3.2 本基準書により、2009年公表の IFRS 第9号は廃止される。ただし、~~2015年1月1日前に開始する事業年度については、本基準に代えて2009年公表の IFRS 第9号を適用することを選択できる。~~

## 付録 B

### 適用指針

この付録は、本基準の不可欠な一部を構成するものである。

B3.1.6 項を修正する。新たな文言に下線を付している。

### 認識及び認識の中止（第3章）

#### 通常の方法による金融資産の売買

...

B3.1.6 決済日とは、資産が企業に引き渡される日又は企業が資産を引き渡す日である。決済日会計とは、(a)資産を企業が受け取った日に認識すること、及び、(b)資産の認識の中止及び処分による利得又は損失の認識を企業が引き渡した日に行うことを指す。決済日会計が適用される場合には、企業は、取引日から決済日までの期間における受け取るべき資産の公正価値の変動を、取得した資産の会計処理と同じ方法で会計処理する。言い換えれば、価値の変動は、償却原価で測定する資産については認識されず、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類された資産については純損益に認識され、4.1.2A 項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類した資産及び 5.7.5 項に従って会計処理される資本性金融商品に対する投資についてはその他の包括利益に認識される。

B4.1.1 項及び B4.1.3 項から B4.1.4 項を修正する。B4.1.2A 項から B4.1.2B 項を追加する。B4.1.2 項は参考のため記載しているだけであり、修正は提案していない。新たな文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

### 分類（第4章）

#### 金融資産の分類（セクション4.1）

##### 金融資産の管理に関する企業の事業モデル

B4.1.1 4.1.1項(a)は、企業に、金融資産の管理に関する企業の事業モデルに基づいて、事後に償却原価又は公正価値で測定するものとして金融資産を分類することを求めている（4.1.5 項が適用される場合を除く）。企業は、自らの金融資産がこの4.1.2項(a)又は4.1.2A 項(a)の条件を満たしているかどうかを、企業の経営幹部（IAS 第24号で定義）が決定した事業モデルの目的に基づいて、判定しなければならない。

B4.1.2 企業の事業モデルは、個々の金融商品に関する経営者の意図には左右されない。したがって、この条件は、個々の金融商品ごとに分類を考えるアプローチではなく、より高い集計したレベルで判断しなければならない。しかし、単一の企業が金融商品の管理に関して複数の事業モデルを有していることもある。したがって、分類を報告企業レベルで判断する必要はない。例えば、企業は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために管理している投資ポートフォリオと、トレーディングで公正価値変動を実現させるために管理している別の投資ポートフォリオとを有しているかもしれない。

B4.1.2A 金融資産の管理についての企業の事業モデルは、事実の問題であり、事業が管理されている方法及び企業の経営幹部が事業の業績を評価する方法により観察できる。金融資産の管理についての企業の事業モデルは、当該金融資産から生じる可能性の高い企業の将来のキャッシュ・フローを決定する。

B4.1.2B 金融資産の管理についての企業の事業モデルの判定は、単一の要因で決定されるものではない。むしろ、企業の事業モデルの評価に関連性のあるすべての客観的な証拠を考慮しなければならない。そうした証拠には、次のものが含まれるが、これに限らない。

- (a) 当該事業の業績が企業の経営幹部にどのように報告されているのか
- (b) 当該事業の管理者にどのように報酬が与えられるのか（例えば、報酬が、管理している資産の公正価値を基礎としているのかどうか）
- (c) 過去の期間における売却の頻度、時期及び数量、そうした売却が発生した理由及び将来における売却活動に関する予想

B4.1.3 キャッシュ・フローが契約上のキャッシュ・フローから回収されるのかどうかを判定する際には、売却活動の水準を、売却の理由とともに、考慮しなければならない。企業の事業モデルの目的が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することであるとしても、企業はそれらの金融資産のすべてを満期まで保有する必要はない。したがって、金融資産の売却が生じる場合であっても、企業の事業モデルが契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することである可能性がある。例えば、企業は、次のいずれかの場合に当該金融資産の信用度が悪化して、もはや企業の文書化した投資方針に合致しなくなった場合には、金融資産を売却するかもしれない。

- (a) 当該金融資産がもはや企業の投資方針に合致しなくなった場合（例えば、資産の信用格付けが企業の投資方針で求めている格付けを下回った場合）
- (b) 保険会社が予想デューレーション（すなわち、保険金支払が予想される時期）の変動を反映するために投資ポートフォリオを調整する場合
- (c) 資本的支出に関する資金調達をする必要がある場合

こうした売却は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有するという目的と矛盾するものではない。金融資産の信用度は、企業が契約上のキャッシュ・フローを回収する能力と関連性があるからである。企業の文書化した投資方針に合致しなくなったことは、金融資産の信用度が悪化して売却が必要であるという唯一の証拠ではない。しかし、こうした方針がない場合には、当該資産の信用度の悪化により売却が必要であると企業が立証することは困難かもしれない。他の理由で発生した売却でも、そうした売却が稀である（たとえ多額であっても）か、又は個々でも合計でも少額である（たとえ頻繁であっても）場合には、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルと整合的となり得る。しかし、ポートフォリオから稀とはいえない回数の売却が行われる場合には、企業は、そうした売却が契約上のキャッシュ・フローを回収するという目的と整合しているかどうか、また、どのように整合しているのかを検討する必要がある。金融資産の売却は、売却が当該金融資産の満期近くに行われ、売却による収入が残りの契約上のキャッシュ・フローに近似する場合には、契約上のキャッシュ・フローを回収するという目的と整合的となり得る。

B4.1.4 以下は、企業の事業モデルの目的が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することである可能性のある場合の例である。この例のリストは網羅的なものではない。これらの例は、企業の事業モデルの評価に関連する可能性のあるすべて

の要因を論じることや、当該要因の相対的な重要度を示すことを意図したものではない。

| 例  | 分析  |
|--|---|
| <p><b>例 1</b></p> <p><u>非金融企業が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために投資を保有しているが、特定の状況で投資を売却する。当該企業の資金ニーズは予測可能であり、金融資産の満期は予想される資金ニーズと一致している。</u></p> <p><u>過去には、売却は通常、金融資産の信用度が悪化して、当該資産がもはや企業の文書化した投資方針に合致しなくなった場合に発生している。さらに、予期しない資金ニーズにより、稀に売却が発生している。</u></p> <p><u>経営幹部への報告は、金融資産の信用度に焦点を当てている。企業は、他の情報とともに、当該金融資産の公正価値も監視している。</u></p> | <p>企業は、種々の情報の中で、流動性の観点から金融資産の公正価値（すなわち、資産の売却が必要となる場合に実現される現金の額）を考慮するかもしれないが、この企業の目的は、金融資産を保有し、契約上のキャッシュ・フローを回収することである。<u>毎回かの売却が行われても、企業の文書化した投資方針に合致しなくなるような資産の信用度の悪化に対応した売却や、予期しない資金ニーズによる稀な売却は、たとえそうした売却が多額であっても、当該目的と矛盾しない。</u></p>   |
| <p><b>例 2</b></p> <p>企業の事業モデルは、貸付金のような金融資産のポートフォリオを購入することである。そうしたポートフォリオには、信用損失が発生している金融資産が含まれている場合もあれば、含まれていない場合もある。貸付金に対する支払が期日どおりに行われない場合には、企業はさまざまな方法（例えば、債務者と郵便、電話その他の方法で連絡をとること）により、契約上のキャッシュ・フローを回収しようと試みる。</p> <p>場合によっては、企業は、ポートフォリオの特定の金融資産に関する金利を変動金利から固定金利に変更する金利スワップを締結する。</p>                                | <p>この企業の事業モデルの目的は、金融資産を保有し、契約上のキャッシュ・フローを回収することである。<u>企業は、ポートフォリオを売却して利益を得るために当該ポートフォリオを購入するのではない。</u></p> <p>企業が契約上のキャッシュ・フローのすべてを受領すると予想していない（例えば、金融資産の一部に信用損失が発生している）としても、同じ分析が当てはまる。</p> <p>さらに、企業がポートフォリオのキャッシュ・フローを変更するためにデリバティブを契約したという事実そのものは、企業の事業モデルを変更するものではない。<u>したがってポートフォリオが公正価値ベースで管理されていない場合には、事業モデルの目的は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することである可能性がある。</u></p> |
| ...  | ...   |

|   |  |
|---|--|
| <p><b>例 4</b></p> <p><u>金融機関が、「非常事態」のシナリオ（例えば、銀行預金の取り付け騒動）における流動性ニーズを満たすために金融資産を保有している。当該企業は、そうしたシナリオの場合を除いて、これらの資産の売却を予想していない。</u></p> <p><u>企業は金融資産の信用度を監視しており、当該金融資産を管理する上での目的は、契約上のキャッシュ・フローを回収することである。</u></p> <p><u>しかし、企業は流動性の観点から金融資産の公正価値も監視している。これは、企業が当該資産を売却することが必要となったとした場合に実現される現金の金額が、非常事態のシナリオにおける企業の流動性ニーズを満たすのに十分となることを確保するためである。</u></p> | <p><u>この企業の事業モデルの目的は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することである。</u></p> <p><u>この分析は、たとえ過去の非常事態のシナリオにおいて企業が流動性ニーズを満たすためにこれらの金融資産の多額の売却を行った場合でも、変わることはない。同様に、経常的な少額の売却活動（例えば、これらの金融資産の望ましい満期プロファイルを維持するための）は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有するという目的と矛盾するものではない。</u></p> <p><u>これに対し、企業が日常的な流動性ニーズを満たすために金融資産を保有していて、経常的な多額の売却活動を伴う場合には、当該企業の事業モデルの目的は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することではない。</u></p> <p><u>同様に、資産に流動性があることを証明するために大量の金融資産を日常的に売却することを企業が規制機関から要求されている場合には、当該企業の事業モデルは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することではない。金融資産を売却する必要が、企業の裁量によるものではなく第三者から課されているという事実は、この分析に関連性がない。</u></p> |
|---|--|

**B4.1.4A 項から B4.1.4B 項を追加する。**

**B4.1.4A** 金融資産の管理についての企業の事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理することである場合がある。言い換えると、当該企業の経営幹部が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方が、当該金融資産を保有している事業モデルの目的の達成に必須であるという判断を下している。契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルと比較して、この事業モデルは、通常、売却の頻度が高く数量も多い。これは、金融資産の売却が、事業モデルの目的の達成と不可分なものであり、付随的なものではないためである。

**B4.1.4B** 以下は、企業の事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理することである可能性のある場合の例である。これらの例は、企業の事

業モデルの評価に関連する可能性のあるすべての要因を論じることや、当該要因の相対的な重要度を示すことを意図したものではない。

| 例   | 分 析   |
|---|---|
| <p><b>例 1</b></p> <p>非金融企業が、数年後の資本的支出を予想している。当該企業は、必要が生じた時に支出を賄うために、余剰資金を金融資産に投資している。</p> <p>当該金融資産の管理についての企業の目的は、当該金融資産に対するリターンを最大化することである。したがって、企業は、機会があれば、金融資産を売却して利回りがより高い金融資産に現金を再投資する。</p> <p>当該ポートフォリオに責任を負う管理者は、当該金融資産が生み出したリターンに基づいて報酬を受ける。</p>                      | <p>この企業の事業モデルは、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理することである。企業は、継続的に、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却のいずれが金融資産に対するリターンを最大化するのかに関する意思決定を、投資した現金に対するニーズが生じるまで行う。</p> <p>これに対し、5年後に資本的支出を賄うためのキャッシュ・アウトフローを予想していて、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で、余剰資金を短期の金融資産に投資している企業を考えてみる。この投資の満期時に、企業は現金を新たな短期の金融資産に再投資する。企業は、資金が必要となるまでこの戦略に従い、その時点で、満期となる金融資産からの収入を資本的支出の大半を賄うために使用する。満期前には少額の売却しか発生しない。こうした事業モデルは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有するという目的と整合的である。</p> |
| <p><b>例 2</b></p> <p>金融機関が、日常的な流動性ニーズを満たすために金融資産を保有している。当該企業は、流動性ニーズの管理のコストの最小化を図っているので、金融資産に対する契約上の利回りを積極的に管理している。企業は契約上の利回りを監視し、一部の金融資産は契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有し、他の金融資産は売却して、利回りがより高い金融資産に再投資するか又は負債のデュレーションにより適切に合致させるようにしている。この戦略により、過去に多額の経常的な売却活動が生じており、今後も続く予想される。</p> | <p>この企業の事業モデルは、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理することである。金融資産の保有と売却の両方が、日常的な流動性ニーズを満たしつつ金融資産に対する利回りを最大化するという目的と不可分のものである。</p>  |
| <p><b>例 3</b></p>   | <p>この保険会社の目的は、保険契約負債</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>保険会社が、保険契約負債を賄うために金融資産を保有している。当該保険会社は、金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローからの収入を、保険契約負債を期限到来時に決済するために使用する。当該保険会社は、金融資産のポートフォリオのバランス再調整をするための多額の売買活動も、保険契約負債の履行に要する予想キャッシュ・フローの見積りの変化に従って、定期的に行う。金融資産からの契約上のキャッシュ・フローが当該負債を決済するのに十分となることを確保するためである。</p> | <p>を賄うことである。期限到来時に負債を賄うための契約上のキャッシュ・フローの回収と、資産ポートフォリオの望ましいプロファイルを維持するための金融資産の売却の両方が、この目的の達成と不可分である。したがって、この保険会社の事業モデルは、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理することである。</p> |
|---|--|

B4.1.5 項から B4.1.7 項及び B4.1.9 項を修正する。B4.1.8A 項を追加する。B4.1.8 項は参考のため記載しているだけであり、修正は提案していない。新たな文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

- B4.1.5 金融資産は、それを保有している事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデル又は資産を契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で管理する事業モデルではない場合には、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融商品を保有することが目的ではない事業モデルの例としてそうした事業モデルの一例は、企業が金融資産の売却を通じてキャッシュ・フローを実現最大化するという目的で当該金融資産のポートフォリオの業績を管理している場合である。例えば、企業が、信用スプレッド及びイールド・カーブの変動から生じる公正価値の変動を実現させるために、資産のポートフォリオを積極的に管理している場合には、その事業モデルは契約上のキャッシュ・フローを回収するために当該資産を保有することではない。この場合、当該企業の目的は、通常、活発な売買を生じさせることになり、企業は、契約上のキャッシュ・フローを回収するためではなく、公正価値による利得を実現させるために金融商品を管理している。企業が金融資産を保有している間は契約上のキャッシュ・フローを回収するとしても、そうした事業モデルは、資産を契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で管理するものではない。これは、契約上のキャッシュ・フローの回収が、事業モデルの目的の達成と不可分ではなく、単に付随的なものだからである。
- B4.1.6 公正価値に基づいて管理と業績評価が行われている金融資産のポートフォリオ (4.2.2項 (b)で記述されているような) は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているものではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で管理されているものでもない。また、売買目的保有の定義を満たす金融資産のポートフォリオも、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているものではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で管理されているものでもない。こうしたポートフォリオについては、契約上のキャッシュ・フローの回収は、事業モデルの目的の達成にとって付随的なものにすぎない。こうした金融商品のポートフォリオは、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。

#### 元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フロー

- B4.1.7 4.1.1項(b)は、金融資産を、契約上のキャッシュ・フローの回収のために管理されている



金融資産のグループの中にある金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて、事後に償却原価で測定するもの又は公正価値で測定するものに分類することを企業に求めている（4.1.5項が適用される場合を除く）。

B4.1.8 企業は、契約上のキャッシュ・フローが、金融資産の表示されている通貨建の元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるかどうかを検討しなければならない（B5.7.2項も参照）。

B4.1.8A 契約上のキャッシュ・フローに、元本、貨幣の時間価値及び信用リスクと関連のない支払が含まれている場合には、その契約上のキャッシュ・フローは、元本及び利息の支払のみを表すものではない。したがって、そうした金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。

B4.1.9 レバレッジは、一部の金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性である。レバレッジは、元本と貨幣の時間価値及び信用リスクの対価との経済的関係を改変する。重大でないとはいえないレバレッジは、契約上のキャッシュ・フローの変動性を増大させ、その結果、契約上のキャッシュ・フローは利息としての経済的特徴を有さないことになる。単独のオプション、先渡及びスワップ契約は、そのようなレバレッジを含む金融資産の例である。したがって、こうした契約は、4.1.2項(b)及び4.1.2A項(b)の条件を満たさず、事後に償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定することはできない。

**B4.1.9A 項から B4.1.9E 項を追加する。**

B4.1.9A 他方で、金融資産における元本と貨幣の時間価値及び信用リスクの対価との経済的関係が、金利改定の要素により改変されている場合がある（すなわち、金利が改定されるが、その改定の頻度が金利の期限と一致していない場合）。こうした場合及びレバレッジの場合（総称して「改変された経済的関係」と呼ぶ）には、企業は、その改変を評価して、契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみを表すものかどうかを判定しなければならない。

B4.1.9B B4.1.9E 項が適用される場合を除き、改変された経済的関係を評価する際には、企業は、当該改変を含まない比較可能な金融資産についてのキャッシュ・フロー（ベンチマーク・キャッシュ・フロー）を考慮しなければならない。適切な比較可能な金融資産とは、信用度が同じで、評価の対象とする契約条件以外の点での契約条件が同じ（該当がある場合には、金利改定期間が同じであることを含む）契約である。例えば、評価の対象とする金融資産が、3か月物の金利に毎月改定される変動金利を含んでいる場合には、適切なベンチマークは、変動金利が1か月物の金利に毎月改定される点を除いて、契約条件が同じで信用度が同じ金融資産となる。企業は、評価の基礎として、実際の金融資産と仮想的な金融資産のいずれを考慮することもできる。

B4.1.9C 改変により、ベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大でないとはいえないキャッシュ・フローとなる可能性がある場合には、当該金融資産は4.1.2項(b)及び4.1.2A項(b)の条件を満たさない。金利がこの方法で設定されている理由は、この分析には関連性がない。例えば、金利をこの方法で設定することが、消費者保護を提供するために要求されているのであろうと、特定の経済的結果を達成するために仕組み商品に含められている場合であらうと、結論は変わらない。

B4.1.9D 金融資産における改変された経済的関係を評価する際に、企業は、将来のキャッシュ・フローに影響を与える可能性のある変数を考慮しなければならない。例えば、企業が期間5年のコンスタント・マチュリティの変動利付債を評価していて、その変動金利

が5年物の金利に年2回改定されており、評価時点の金利カーブが、5年物の金利と半年物の金利との差異が重大でない場合に、それ自体では、企業は契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみであるという結論を下すことはできない。企業は、5年物の金利と半年物の金利との間の関係が当該金融商品の存続期間にわたって変動して、当該金融商品の存続期間にわたっての契約上のキャッシュ・フローが、ベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大でないとはいえないものとなる可能性があるかどうかも検討しなければならない。しかし、企業は、可能性のあるすべてのシナリオではなく、合理的に考え得るシナリオのみを考慮しなければならない。契約上のキャッシュ・フローがベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大でないとはいえないものとなる可能性はないという結論を下せない場合には、当該金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。

**B4.1.9E** 評価の対象とする金融資産に係るキャッシュ・フローが、ベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大でないとはいえないものとなる可能性があるのかどうか、分析をほとんど又は全くしなくても、明らかである場合には、企業は詳細な評価を行う必要がない。

**B4.1.12 項から B4.1.13 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。**

**B4.1.12** 元本又は利息の支払の時期又は金額を変化させる契約条件は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じさせない。ただし、次のいずれかの場合を除く。

- (a) 元本残高に関連する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価（信用リスクへの対価は、当初認識時にのみ決定されるため、固定されている場合がある）となる変動金利である場合
- (b) 契約条件が期限前償還オプションで、B4.1.10項の条件を満たす場合
- (c) 契約条件が延長オプションで、B4.1.11項の条件を満たす場合

**B4.1.13** 以下は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを説明した例である。この例のリストは網羅的なものではない。

| 商 品  | 分 析   |
|--|---|
| <p><b>商品 A</b></p> <p>商品 A は、一定の満期日を有する債券である。元本及び元本残高に対する利息の支払は、当該商品が発行された通貨のインフレ指数に連動している。この物価連動にはレバレッジがかかっておらず、元本は保証されている。</p> | <p>この契約上のキャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである。元本及び元本残高に対する利息の支払を、レバレッジのないインフレ指数に連動させることにより、貨幣の時間価値が現在の水準に更改されることになる。言い換えれば、この商品に係る金利は、「実質」金利を反映している。したがって、利息の金額は元本残高に対する貨幣の時間価値の対価である。</p> <p>しかし、利息の支払が債務者の業績（例えば、債務者の純利益）や株価指数といったその他の変数に連動する場合には、契約上のキャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払ではない（<u>ただし、債務者の業績への連動により生じる調整が、当該金融商品の信用度の変動について補償するの</u></p> |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>みで、契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみを表す場合を除く)。その理由は、その利息の支払が、元本残高に関連する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価ではないからである。契約上の利息の支払に、市場金利と整合しない変動性がある。</p>  |
| <p><b>商品 B</b></p> <p>商品 B は、一定の満期日を有する変動金利商品であり、借手が市場金利を選択することを継続的に認めている。例えば、金利改定日ごとに、借手は 3 か月の期間について 3 か月物 LIBOR を支払うか、1 か月の期間について 1 か月物 LIBOR を支払うかを選択できる。</p> | <p>この契約上のキャッシュ・フローは、金融商品の残存期間にわたり支払われる利息が金融商品に関する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価を反映したものである限り、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである。金融商品の存続期間中に LIBOR 金利が改定されること自体は、金融商品がこの条件を満たさないことにはならない。</p> <p><del>しかし、借手が 1 か月物 LIBOR を 3 か月間支払うことを選択でき、1 か月物 LIBOR の改定が毎月でない場合は、契約上のキャッシュ・フローは元本及び利息の支払ではない。</del></p> <p>貸手の公表する 1 か月物変動金利と 3 か月物変動金利とを借手が選択できる場合も、同じ分析が当てはまる。</p> <p><u>しかし、借手が 3 か月ごとに改定される 1 か月物の金利を支払うことを選択できる場合には、その金利は金利の期限と一致しない頻度で改定されており、したがって、これは改変された経済的関係である。同様に、契約金利が金融商品の残存期間を超える期間に基づいている場合 (5 年満期の金融商品が支払う変動金利が、定期的に改定されるが、常に 5 年の満期を反映している場合など) には、その経済的関係は改変されているその契約上のキャッシュ・フローは元本及び元本残高に対する利息の支払ではない。その理由は、各期間に支払うべき金利が、当該金融商品の期間 (後者の場合には契約開始時を除いて) と当該期間にわたる貨幣の時間価値の両方から切り離されているからである。</u></p> <p><u>そのような場合には、企業は、契約上のキャッシュ・フローを、金利の期限以外のすべての点で同一の金融商品に係るキャッシュ・フローとの比較で評価して、支払が元本及び元本残高に対する利息の支払のみを表しているのかどうかを判定しなければならない。例えば、年 2 回定期的に改定されるが常に 5 年満期を反映した変動金利を支払う期間 5 年のコンスタント・マチュリティの変動利付債を評価する際には、企業は、半年物の金利に年 2 回改定されるが他の点では同一の金融商品に係る契約上のキ</u></p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p><u>キャッシュ・フローを考慮する元本及び元本残高に対する利息の支払である契約上のキャッシュ・フローを生じない。これは、各期の支払利息が、その金融商品の期間に関係ないものとなっているためである（契約開始時を除く）。</u></p> |
|--|--|

B4.1.21A 項を追加する。B4.1.26 項を修正する。新たな文言に下線を付している。

### 契約上リンクしている商品

...

B4.1.21A トランシェは、次の場合には、B4.1.21項(a)を満たすものとみなされる。それは、他の点では元本及び利息のみの支払であるが、原商品プールに期限前償還が発生した場合に期限前償還可能となるというだけの理由で、この要求を満たすことが妨げられている場合である。

...

B4.1.26 当初認識時に、保有者が B4.1.21項の条件を判定できない場合には、当該トランシェは 純損益を通じて 公正価値で測定しなければならない。原商品プールが当初認識後に B4.1.23項及び B4.1.24項の条件を満たさなくなるように変化する場合がある場合には、当該トランシェは B4.1.21項の条件を満たさず、純損益を通じて 公正価値で測定しなければならない。ただし、原商品プールに、B4.1.23項から B4.1.24項の条件を満たさない資産で担保されている金融商品が含まれている場合には、その担保は、本項を適用する目的上、無視しなければならない。

B4.1.29 項から B4.1.30 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

### 指定が会計上のミスマッチを消去又は大幅に低減する

B4.1.29 金融資産又は金融負債の測定及びその価値の認識された増減の分類は、その項目の分類及びその項目が指定されたヘッジ関係の一部をなすものであるかどうかによって判定される。これらの要求事項は、次のような場合に、測定上又は認識上の不一致を生み出す可能性がある（「会計上のミスマッチ」と呼ばれることがある）。例えば、純損益を通じて 公正価値で測定するという指定がない場合には、金融資産は純損益を通じて 公正価値で事後測定するものに分類され、それに関連するものと企業がみなす負債は償却原価で事後測定される（公正価値の増減は認識されない）場合である。このような場合、企業は、資産と負債双方が純損益を通じて公正価値で測定されていれば、財務諸表でより目的適合性の高い情報を提供できると判断するかもしれない。

B4.1.30 次の例は、この条件に合致する可能性がある場合を示している。すべての場合において、4.1.5項又は4.2.2項(a)の原則に合致する場合に限り、企業は、金融資産又は金融負債を、純損益を通じて 公正価値で測定するものに指定するために、この条件を利用できる。

- (a) 企業が保険契約に基づく負債を有しており、その測定が現在の情報を組み込むもの（IFRS 第4号第24項で認められているような）であって、それに関連すると企業が考えている金融資産が、指定をしなければ償却原価その他の包括利益を通じて 公正価値で測定されることとなる場合

B4.1.36 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

**金融負債のグループ又は金融資産と金融負債のグループが、公正価値ベースで管理され業績評価されていること**

...

B4.1.36 企業の方針の文書化対応は広範囲に及ぶ必要はないが、4.2.2項(b)に準拠していることを立証するに十分なものであることが必要である。このような文書化は、個々の項目に対して要求されているわけではなく、ポートフォリオ・ベースのものでよい。例えば、企業の主要経営陣が承認した部門別の業績評価システムでは、その業績は~~ナータル・リターン~~・公正価値ベースで評価されると明示されているならば、4.2.2項(b)への準拠を立証するために追加の文書化は必要ない。

B4.3.1 項を修正する。新たな文言に下線を付している。

**組込デリバティブ（セクション4.3）**

B4.3.1 企業が、本基準の適用範囲外の資産を主契約とする混合契約の当事者となる場合には、4.3.3 項は、組込デリバティブを識別し、それを主契約から分離することが要求されるかどうかを判定するとともに、分離が要求されるものについては、当該デリバティブを当初認識時及びその後公正価値で測定し、その後は純損益を通じて公正価値で測定することを要求している。

B4.4.1 項の前の見出しを修正する。削除する文言に取消線を付している。B4.4.1 項は参考のため記載しただけで修正は提案していない。

**金融資産の分類変更（セクション4.4）**

B4.4.1 4.4.1項は、金融資産を管理する企業の事業モデルの目的が変更される場合には、金融資産の分類変更を行うことを企業に求めている。こうした変化は極めて稀にしか起こらないと予想される。こうした変更は、企業の上級経営者が外的又は内的な変化の結果として判断しなければならず、企業の営業にとって重要で、外部当事者に対して実証できるものでなければならない。事業モデルの変更の例として、次のものが挙げられる。

B5.1.1 項を修正する。新たな文言に下線を付している。

**測定（第5章）**

**当初測定（セクション5.1）**

B5.1.1 当初認識時における金融商品の公正価値は、通常、取引価格（すなわち、支払対価又は受取対価の公正価値。B5.1.2A 項及び IFRS 第13号も参照）である。しかし、支払対価又は受取対価の一部が当該金融商品以外に対するものである場合は、企業は、当該金融商品の公正価値を測定し、4.1.1項に従って当該金融商品を分類しなければならない。例えば、無利息の長期の貸付金又は債権の公正価値は、すべての将来入金額を類似の信用格付けを有する類似の商品（通貨、期間、金利の種類及び他の要因に関して類似するもの）に対する通常の市場金利を用いて割り引いた現在価値で算定できる。追加的な貸出金額は、何らかの他の種類の資産として認識の要件を満たす場合を除き、費用又は収益の控除である。

B5.2.1 項から B5.2.2 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

### 金融資産の事後測定（セクション5.2）

- B5.2.1 以前に金融資産として認識されていた金融商品が純損益を通じて公正価値で測定され、その公正価値がゼロ以下に減少した場合、それは4.2.1項に従って測定される金融負債である。しかし、本基準の範囲内の資産を主契約とする混合契約は、常に4.3.2項に従って測定される。
- B5.2.2 次の例は、公正価値で測定し、~~その変動を5.7.5項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定表示することを選択している~~資本性金融商品金融資産の当初及び事後測定における取引コストの会計処理を示している。企業は資産を、CU100に購入手数料のCU2を加えた金額で取得する。当初、企業は当該資産を CU102で認識する。報告期間は1日後に終了し、その時の当該資産の市場相場価格は CU100である。仮に資産が売却されるとすれば CU3の手数料が支払われる。その日に、企業は資産を（売却に際して発生するであろう手数料を考慮せずに）CU100で測定し、CU2の損失をその他の包括利益で認識する。

B5.6.1 項から B5.6.2 項及び見出しを追加する。

### 金融資産の分類変更（セクション5.6）

- B5.6.1 5.6.1項では、金融資産の分類変更を分類変更日から将来に向かって適用することを要求している。償却原価の区分とその他の包括利益を通じて公正価値の区分の両方とも、当初認識時に実効金利を算定する必要がある。金融資産を償却原価とその他の包括利益を通じて公正価値との間で分類変更する場合には、金利収益の認識は変わらず、企業は当該金融資産の当初認識時に算定した実効金利を引き続き使用しなければならない。その他の包括利益を通じて公正価値の区分から償却原価の区分に分類変更する金融資産は、ずっと償却原価の区分に分類されていたかのように償却原価で測定しなければならない。これは、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を資本から振り替えて、分類変更日現在の当該金融資産の公正価値に対する相殺の仕訳をすることによって行う。
- B5.6.2 しかし、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、金利収益を別個に認識することは要求されない。金融資産を純損益を通じて公正価値で測定する区分から他の区分に分類変更する場合には、分類変更日現在の公正価値が帳簿価額となり、実効金利は当該帳簿価額に基づいて算定する。

B5.7.1A 項及び B5.7.2A 項を追加する。

### 利得及び損失（セクション5.7）

...

- B5.7.1A 4.1.2A 項では、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じる契約条件を有し、かつ、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理する事業モデルの中で保有されている金融商品を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを要求している。この測定は、純損益においては当該金融資産を償却原価で測定しているかのような情報を表示する一方、財政状態計算書における測定は当該金融資産の公正価値を反映することになる。5.7.1A 項に従って純損益に認識するもの以外の利得又は損失は、その他の包括利益に認識しなければならない。こ

これらの金融資産の認識の中止を行う場合には、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を、純損益に振り替えなければならない。これは、当該金融資産を償却原価で測定していたとした場合に認識の中止時に純損益に認識されたであろう利得又は損失を反映することになる。

…

**B5.7.2A** IAS 第21号に従って為替差損益を認識する目的上、4.1.2A 項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、貨幣性項目として扱う。したがって、そうした金融資産は、外貨において償却原価で計上されているかのように扱う。償却原価の変動により生じた為替差額は純損益に認識し、帳簿価額の他の変動は5.7.1A 項に従って認識する。

**B5.7.3 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。**

**B5.7.3** 5.7.5項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、売却目的保有でない資本性金融商品への投資の公正価値の変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことを企業に認めている。これらの投資は貨幣性項目ではない。したがって、5.7.5項に従ってその他の包括利益に表示される利得又は損失には、関連する外国為替部分が含まれる。

**B7.2.1 項を修正する。新たな文言に下線を付している。**

## 発効日及び経過措置（第7章）

### 経過措置（セクション7.2）

#### 売買目的保有の金融資産

**B7.2.1** 本基準の適用開始日において、企業は、金融資産を管理する自らの事業モデルの目的が、4.1.2項(a)又は4.1.2A 項(a)の条件を満たしているかどうか、又は、金融資産が5.7.5項における選択の要件を満たしているかどうかを、判断しなければならない。この目的のため、企業は、金融資産が売買目的保有の定義を満たしているかどうかを、適用開始日に資産を取得したかのようにして判断しなければならない。

## 付録 C

### 他の IFRS の修正

別段の記載がない限り、企業は、この付録 [案] で示している修正を、[公開後に日付挿入] 公表の「分類及び測定：IFRS 第9号の限定的修正」（IFRS 第9号（2010年）の修正案）の適用時に適用しなければならない。

### IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」

B4 項及び B8 項を修正する。新たな文言に下線を付している。

#### ヘッジ会計

- B4 IFRS 第9号で要求されているとおり、企業は、IFRS 移行日現在で次のことを行わなければならない。
- (a) すべてのデリバティブを純損益を通じて公正価値で測定し、かつ
  - (b) 従前の会計原則に従って資産又は負債であるかのように計上されていた、デリバティブに係る繰延損益をすべて消去する。

#### 金融資産の分類及び測定

- B8 企業は、金融資産が IFRS 第9号の第4.1.2項又は第4.1.2A 項の条件に該当するかどうかを、IFRS 移行日に存在している事実及び状況に基づいて判定しなければならない。

### IFRS 第3号「企業結合」

第16項を修正する。新たな文言に下線を付している。

#### 取得した識別可能な資産、引き受けた負債及び被取得企業に対する非支配持分の認識及び測定

##### 認識原則

企業結合で取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の分類又は指定

- 16 場合によっては、IFRS は、企業が特定の資産又は負債をどのように分類又は指定するかによって異なる会計処理を定めている。取得日に存在する適切な条件に基づいて取得企業が行う分類又は指定の例としては、次のような項目があるが、これらに限らない。
- (a) IFRS 第9号「金融商品」に従って、特定の金融資産及び負債を、純損益を通じて公正価値で測定するもの又は償却原価で測定するもの、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、又は当初認識時にそのように測定するものに指定した持分投資に分類すること
  - (b) IAS 第39号に従って、デリバティブ商品をヘッジ手段として指定すること



- (c) IFRS 第9号に従って、組込デリバティブを主契約から区分すべきかどうかを判定すること（これは本基準で使用している意味での「分類」の問題である）

## IFRS 第4号「保険契約」

第 45 項を修正する。新たな文言に下線を付している。

### 金融資産の再指定

- 45 IFRS 第9号の4.4.1項にかかわらず、保険者が保険負債に関する会計方針を変更する場合、金融資産の一部又は全部を純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類変更することを、許容するが要求はしない。この分類変更は、保険者が本基準を初めて適用する際に会計方針を変更する場合、及び第22項により認められている事後的な方針変更を行う場合に認められる。この分類変更は会計方針の変更であり、IAS 第8号を適用する。

## IFRS 第7号「金融商品：開示」

第 8 項を修正する。新たな文言に下線を付している。

### 金融資産及び金融負債の分類

- 8 IFRS 第9号で特定されている次の分類ごとの帳簿価額を、財政状態計算書か注記において開示しなければならない。
- (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（IFRS 第9号に従って(i) 当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたものと、(ii) 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるものとを区分して示す）
- ...
- (h) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（(i) IFRS 第9号に従って強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定されるものと、(ii) 当初認識時にそのように測定するように指定した持分投資とを区分して示す）

第 9 項を修正する。新たな文言に下線を付している。

### 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債

- 9 企業が、そうでなければその他の包括利益を通じて公正価値又は償却原価で測定されることとなる金融資産（又は金融資産のグループ）を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した場合には、次の事項を開示しなければならない。

第 11A 項の上の見出しを修正する。新たな文言には下線、削除する文言には取消線を付している。第 11A 項は参考のため示しただけで修正は提案していない。

## その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに指定した金融資産

- 11A 企業が、資本性金融商品に対する投資を、IFRS 第9号の5.7.5項で認めるところにより、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した場合には、次の事項を開示しなければならない。
- (a) 資本性金融商品に対するどの投資が、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたのか
  - (b) この表示の選択肢を使用する理由
  - (c) 報告期間の末日現在のこのような投資のそれぞれの公正価値
  - (d) 当期中に認識された配当（当期中に認識の中止が行われた投資に関するものと、報告期間の末日現在で保有している投資に関するものとに区分して表示）
  - (e) 当期中の資本の中での利得又は損失の累計額の振替（そのような振替の理由を含む）

第 12C 項から第 12D 項を修正する。新たな文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

### 分類変更

- 12C 分類変更後、認識の中止までの各報告期間について、企業は、IFRS 第9号の4.4.1項に従って純損益を通じて公正価値で測定する区分からそれ以外に償却原価で測定するように分類変更した資産につき、次の事項を開示しなければならない。
- (a) 分類変更の日において算定された実効金利
  - (b) 認識された金利収益又は金利費用
- 12D 企業が、金融資産を前事業年度から純損益を通じて公正価値で測定する区分からそれ以外に償却原価で測定するように分類変更した場合には、次の事項を開示しなければならない。
- (a) 報告期間の末日現在の当該金融資産の公正価値
  - (b) 当該金融資産が分類変更されていなかったとした場合に当報告期間中に純損益に認識されていたであろう公正価値利得又は損失

第 16A 項を追加する。新たな文言に下線を付している。第 16 項は参考のため示しただけで修正は提案していない。

### 貸倒引当金

- 16 金融資産が貸倒れにより減損し、企業が減損を資産の帳簿価額から直接減少させるのではなく、独立した勘定（例えば、個別の減損を計上するために用いられる引当金勘定又は資産の全体的な減損を計上するために用いられる類似の勘定）で計上する場合には、企業は金融資産の種類別に当期中の当該勘定の変動の調整表を開示しなければならない。
- 16A IFRS 第 9 号の 4.1.2A 項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融

資産の帳簿価額は、減損累計額を直接減額せず、財政状態計算書における当該減損累計額の表示は禁止されている。しかし、当該減損累計額を財務諸表注記に開示しなければならない。

第 20 項を修正する。新たな文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

## 収益、費用、利得又は損失項目

20 企業は、包括利益計算書又は注記で、次の収益、費用、利得又は損失項目を開示しなければならない。

(a) ...

(vii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに指定した金融資産

(viii) 強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（当期中にその他の包括利益に認識した利得又は損失の金額と、当期中に認識の中止時にその他の包括利益の累計額から純損益に振り替えた金額を、区別して示す）

(b) 償却原価で測定するか若しくは強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産又は純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融負債に係る金利収益総額及び金利費用総額（実効金利法により計算）

第 44N 項、第 44S 項、第 44U 項及び第 44V 項を修正する。第 44UA 項及び第 44X 項を追加する。新たな文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

## 発効日及び経過措置

...

44N 2010年10月公表の IFRS 第9号により、第2項から第5項、第8項から第10項、第11項、第14項、第20項、第28項、第30項及び第42C 項から第42E 項、付録 A 並びに B1項、B5項、B10項(a)、B22項及び B27項が修正され、第10A 項、第11A 項、第11B 項、第12B 項から第12D 項、第20A 項、第44I 項及び第44J 項が追加され、第12項、第12A 項、第29項(b)、第44E 項、第44F 項、第44H 項及び B4項並びに付録 D が削除された。企業は、当該修正を、2010年10月公表のIFRS 第9号(2010年)の7.1.1項及び7.1.1A 項から7.1.1B 項の要求事項を条件として、IFRS 第9号を最初に適用する時に適用しなければならない。

...

44S 企業が IFRS 第9号の分類及び測定~~の要求事項を最初に適用する際には、IFRS 第9号(2010年)の7.2.14項に従って開示を提供することを選択するか又は要求される場合には、本基準の第44T 項から第44W 項に示す開示を表示しなければならない~~(~~IFRS 第9号(2009年)の8.2.12項及びIFRS 第9号(2010年)の7.2.14項参照~~)。

...

44U IFRS 第9号を最初に適用した報告期間において、企業は、IFRS 第9号への移行の結果として償却原価で（又は、金融資産の場合には、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で）測定するように分類変更した金融資産及び金融負債について、次の事項を開示しなければならない。

- (a) 報告期間の末日現在の当該金融資産又は金融負債の公正価値
- (b) 仮に当該金融資産又は金融負債の分類変更をしなかったとすれば、報告期間中に純損益又はその他の包括利益に認識されたであろう公正価値測定による利得又は損失
- (c) 分類変更日に算定した実効金利
- (d) 認識した金利収益及び金利費用

企業が金融資産又は金融負債の公正価値を適用開始日現在の償却原価として扱う場合（~~IFRS 第9号（2009年）の8.2.10項及びIFRS 第9号（2010年）の7.2.10項参照~~）には、本項の(c)及び(d)の開示を、分類変更後の認識の中止までの各報告期間について行わなければならない。それ以外の場合には、本項の開示は、適用開始日を含んだ報告期間の後には行う必要がない。

44UA 企業が、元本と貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価との間の改変された経済的関係の遡及的な評価が実務上不可能であることにより、IFRS 第9号（2010年）の7.2.4A項を適用する場合には、同基準の7.1.1A項に列挙した修正にかかわらず、契約上のキャッシュ・フローの特性をIFRS 第9号（2010年）に従って評価した金融資産の帳簿価額を、当該金融資産の認識の中止を行うまで、開示しなければならない。

~~44V 企業が第44S項から第44U項に示した開示をIFRS 第9号の適用開始日時点で表示する場合には、当該開示及び適用開始日を含んだ報告期間中のIAS 第8号の第28項の開示は、次の両者の間の調整ができるものでなければならない。~~

- ~~(a) IAS 第39号及びIFRS 第9号に従った測定区分~~
- ~~(b) 財政状態計算書に表示した表示科目~~

IFRS 第9号の適用を開始する報告期間においては、企業は、以下における分類及び測定の要求事項に従えば報告されたであろう表示科目の金額を開示することを要求されない。

- (a) 前期についてIFRS 第9号
- (b) 当期についてIAS 第39号

44X IAS 第39号の第9項に従って金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定していて、IFRS 第9号（2010年）の5.7.1項(c)、5.7.7項から5.7.9項、7.2.13項及びB5.7.5項からB5.7.20項を早期適用することを選択した企業は、本基準の第10項及び第10A項を同時に適用しなければならない。

## IAS 第1号「財務諸表の表示」

第7項の「その他の包括利益」の定義を修正する。新たな文言に下線を付している。

### 定 義

7 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。

...

その他の包括利益とは、他のIFRSが要求又は許容するところにより純損益に認識され

ない収益及び費用（組替調整額を含む）をいう。

その他の包括利益の内訳項目には次のものが含まれる。

...

(d) IFRS 第9号「金融商品」の5.7.5項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに指定した資本性金融商品に対する投資による利得及び損失

(da) IFRS 第9号の4.1.2A 項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得及び損失

(e) ...

第 82 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

### 純損益の部又は純損益計算書に表示すべき情報

82 他 IFRS で要求している事項に加えて、純損益の部又は純損益計算書には、当該期間に係る次の金額を表す科目を含めなければならない。

...

(ca) 金融資産を償却原価の測定区分から純損益を通じて公正価値で測定するように分類変更した場合には、従前の帳簿価額と分類変更日（IFRS 第9号で定義）時点の公正価値との間の差額から生じる利得又は損失

(cb) 金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分から純損益を通じて公正価値で測定するように分類変更した場合には、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額のうち純損益に振り替えた金額

(d) ...

IAS 第1号の第123項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。第122項は参考のため示しただけで修正は提案していない。

122 企業は、重要な会計方針の要約又は注記で、見積り（第125項参照）を伴う判断とは別に、経営者が当該企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に計上されている金額に最も重要な影響を与えているものについて開示しなければならない。

123 企業の会計方針を適用する過程で、経営者は、見積りを伴う判断のほか、財務諸表に認識する金額に大きく影響する種々の判断を行う。例えば、経営者は次の事項を決定する際に判断を行う。

(a) [削除]

(b) 実質的に金融資産及びリース資産の保有による重要なリスクと経済的価値のほとんどすべてがその他の企業にいつ移転されるか

(c) 実質的に、特定の財貨の販売が金融の取決めであるため収益を生じないものかどうか

(d) 金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみであるかどうか

## IFRIC 第12号「サービス委譲契約」

第 24 項から第 25 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

### 金融資産

- 24 委譲者に対する債権の金額又は委譲者の指図による金額は、IFRS 第9号に従い、次のいずれかで会計処理される。
- (a) 償却原価
  - (b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定
  - (c) 純損益を通じて公正価値で測定
- 25 委譲者に対する債権の金額が償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定会計処理される場合、IFRS 第9号は、実効金利法を使用して計算される金利を純損益に認識することを要求している。

## 審議会による 2012 年 11 月公表の「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正」(IFRS 第 9 号 (2010 年) の修正案) の承認

---

公開草案「分類及び測定：IFRS 第9号の限定的修正」(IFRS 第9号(2010年)の修正案)は、国際会計基準審議会の15名の審議会メンバーのうち13名により、公表が承認された。クーパー氏とエングストローム氏は公表に反対票を投じた。彼らの代替的見解は、結論の根拠の後に示している。

|                     |     |
|---------------------|-----|
| ハンス・フーガーホースト        | 議長  |
| イアン・マッキントッシュ        | 副議長 |
| スティーブン・クーパー         |     |
| フィリップ・ダンジョウ         |     |
| マルティン・エーデルマン        |     |
| ヤン・エングストローム         |     |
| パトリック・フィネガン         |     |
| アマロ・ルイス・デ・オリベイラ・ゴメス |     |
| プラブハカー・カラバチェラ       |     |
| パトリシア・マコーネル         |     |
| 鷲地 隆継               |     |
| ポール・パクター            |     |
| ダレル・スコット            |     |
| 徐 正雨                |     |
| 張 為国                |     |

## 目 次

開始する項

|   |       |
|---|-------|
| <b>公開草案「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正」<br/>(IFRS 第 9 号 (2010 年) の修正案) に関する結論の根拠</b> |       |
| はじめに  | BC1   |
| 本公開草案の範囲  | BC6   |
| 分類  | BC9   |
| <b>企業の事業モデル</b>   | BC9   |
| 償却原価  | BC13  |
| その他の包括利益を通じて公正価値  | BC17  |
| 純損益を通じて公正価値   | BC31  |
| 事業モデル評価の代替的アプローチ  | BC34  |
| <b>金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性</b>  | BC37  |
| 強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の<br>契約上のキャッシュ・フローの特性                            | BC46  |
| 契約上リンクしている金融商品（トランシェ）に対する投資   | BC47  |
| 組込要素の分離   | BC49  |
| <b>その他の修正提案</b>   | BC73  |
| 強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産についての<br>公正価値オプション                               | BC74  |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分への又は当該区分からの<br>分類変更                                    | BC75  |
| 強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産についての<br>表示及び開示の要求事項                             | BC78  |
| <b>経過措置</b>   | BC81  |
| <b>事業モデルの評価の修正案への移行</b>   | BC81  |
| <b>契約上のキャッシュ・フローの特性の評価の修正案への移行</b>  | BC83  |
| <b>公正価値オプション</b>  | BC88  |
| <b>早期適用</b>   | BC92  |
| <b>金融負債に係る「自己の信用」の利得又は損失の表示</b>   | BC96  |
| <b>経過的な開示</b>   | BC107 |
| <b>IFRS の初度適用企業</b>   | BC113 |
| 本公開草案の影響の分析   | BC114 |
| 公開草案に対する代替的見解   | AV1   |



## 結論の根拠

### 公開草案「分類及び測定：IFRS第9号の限定的修正」 (IFRS第9号(2010年)の修正案)

この結論の根拠は、修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

## はじめに

- BC1 この結論の根拠は、公開草案「分類及び測定：IFRS第9号の限定的修正」(IFRS第9号(2010年)の修正案)の結論に至るまでの国際会計基準審議会(IASB)の検討事項をまとめている。個々の審議会メンバーにより議論での重点の置き方は異なっていた。
- BC2 IFRS第9号の最初の要求事項を2009年に公表した時には、IASBの優先事項は、利用可能な金融商品の会計処理の改善を速やかに行うことであった。したがって、金融商品は米国の財務会計基準審議会(FASB)とのコンバージェンスの取組みの一部であったが、IASBは、FASBがまだ分類及び測定モデルを開発中だった間に、IFRS第9号で金融資産の分類及び測定要求事項を公表した。しかし、両審議会は、金融商品の会計処理において国際的に比較可能性の増大を達成することに依然として力を注いでいた。
- BC3 さらに、2009年にIFRS第9号を公表した際に、IASBは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるプロジェクトの分類及び測定フェーズと、保険契約プロジェクトとのタイミングの相違により生じるおそれのある困難を認識した。IASBは、IFRS第9号と保険契約プロジェクトとの相互関係を、保険契約のモデルが十分に開発された時点で考慮すると首尾一貫して述べていた。
- BC4 IFRS第9号の公表以来、IASBには、さまざまな法域の利害関係者からのフィードバックが寄せられており、その関係者は、IFRS第9号の早期適用を選択したか又は適用に備えてIFRS第9号を詳細に検討した人々である。適用上の論点を提起した人々もいる。
- BC5 したがって、IASBは、以下の目的でIFRS第9号の限定的修正を提案した。
- (a) IFRS第9号の早期適用を選択したか又は適用に備えてIFRS第9号を詳細に検討した人々から提起された具体的な適用上の論点に対処する。
  - (b) FASBの暫定的な分類及び測定モデルとの主要な相違点の削減を目指す。
  - (c) 金融資産の分類及び測定と保険契約負債の会計処理との相互関係を考慮する。

## 本公開草案の範囲

- BC6 IASBは、IFRS第9号は基本的には健全であり、有用な情報を財務諸表利用者に提供するものとなると考えている。利害関係者からのフィードバックでも、IFRS第9号が運用可能であることが確認されている。したがって、この公開草案に追加的な論点を含めたいと考えた人々はいたものの<sup>13</sup>、IASBはBC5項に示した目的に沿ったIFRS第9号の限定的修正のみを提案している。

<sup>13</sup> 例えば、相場価格のない資本性金融商品の一部についての原価の例外(検討されたが、IFRS第9号(2010年)のBC5.13項からBC5.18項で論じている理由により、IFRS第9号に含められなかった)。

- BC7 本公開草案の範囲を限定する際に、IASB は以下のことの必要性にも留意した。
- (a) 金融商品に関するプロジェクトの全体を適時に完了すること
  - (b) IFRS 第 9 号をすでに適用しているか又は適用の準備を開始している企業にとってのコスト及び混乱を最小限にすること
- BC8 本公開草案の提案は、IASB だけの審議と FASB との共同の審議との両方から生じている。以下の論点が審議された。
- (a) 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価——具体的には、原則をどのように適用すべきかを明確にするための追加的なガイダンスが必要かどうか、必要な場合、どのようなガイダンスが必要か
  - (b) 金融資産への組込要素の分離の必要性、及びこのアプローチを採用する場合の分離の基礎
  - (c) 考え得る第 3 の測定区分（強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産）の基礎及び範囲
  - (d) 上記のテーマから生じた相互に関連する論点（IASB が別個に検討した論点を含む）

## 分 類

---

### 企業の事業モデル

- BC9 IFRS 第 9 号はすでに、金融資産の管理についての企業の事業モデルの評価を要求している。金融資産が償却原価で測定されるのは、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に従い、当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で金融資産を保有する事業モデル（「回収のために保有する」事業モデル）の中で保有されている場合である。この条件に該当しない金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される。
- BC10 IFRS 第 9 号の公表後に、IASB に次のことに関する質問が寄せられた。償却原価で測定する資産のどの程度の水準の売却が「稀とはいえない回数」と考えられるのか、また、どのような場合に売却活動が償却原価で測定する区分の目的と矛盾するものかについてである<sup>14</sup>。利害関係者は次のことも指摘した。一部のポートフォリオ、特に、銀行が実際の又は可能性のある流動性ニーズを満たすために（多くの場合、規制上の要求に対応して）保有している、いわゆる「流動性ポートフォリオ」を、償却原価又は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類する際に、重大な判断が必要となること、及び事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することであるのかどうかの解釈に若干の不整合が生じ得ることである。
- BC11 さらに、IASB には一部の利害関係者から「その他の包括利益を通じて公正価値」の測定区分の必要性に関する意見が寄せられた。その意見は主に以下に関するものであった。
- (a) 純損益を通じて公正価値で測定することが、契約上のキャッシュ・フローと公正価値利得との組合せからのリターンを最大化するように、契約上のキャッシュ・フロ

<sup>14</sup> IFRS 第 9 号の B4.1.3 項では、ポートフォリオから稀とはいえない回数の売却が行われる場合には、企業は、そうした売却が契約上のキャッシュ・フローを回収するという目的と整合しているかどうか、また、どのように整合しているのか（及びポートフォリオが償却原価で測定されるのかどうか）を評価する必要があると述べている。

一の回収と売却の両方の目的で管理されている金融資産の運用成績を適切に反映するのかどうか。一部の人々は、事業モデルの評価により生じる分類の結果が限定的でありすぎると考えている。すなわち、企業は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有しているか、それとも、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定することを要求されるかのいずれかとされている。

- (b) IFRS 第 9 号に従った金融資産の会計処理と、保険契約プロジェクトに基づく保険契約負債の会計処理との相互関係により生じるおそれのある会計上のミスマッチ。さらに、IFRS 第 9 号とは異なり、共同の審議の開始時における FASB の暫定的な分類及び測定モデル<sup>15</sup>では、金融資産は、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値、純損益を通じて公正価値のいずれかで測定するとされていた。

BC12 したがって、IASB は、契約上のキャッシュ・フローの特性に応じて、金融資産をその保有している事業モデルに基づき、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定すべきかどうか、また、その場合、この測定区分の仕組みをどのようにすべきかを検討した。IASB と FASB は、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値、及び純損益を通じて公正価値での測定についての事業モデルの目的も検討した。両審議会は、どの測定区分を残余とすべきかも検討した。

### 償却原価

- BC13 IASB は、IFRS 第 9 号における「回収のために保有する」事業モデルを適用する際に提起された疑問点及び見解の相違があるため、追加的な事業モデルを IFRS 第 9 号に加えるべきかどうかとは別に、事業モデルの評価を明確化することが必要であることに留意した。このため、事業モデルの評価に関する提案は、単に追加的な事業モデルに対応することを意図したものではない。適用指針の修正案において、IASB は、償却原価で測定する区分についての事業モデルに関して寄せられた質問のうちいくつかへの対処を図っている。特に、質問が提起されたのは、IFRS 第 9 号の B4.1.4 項の設例と、B4.1.3 項における売却活動への言及との相互関係についてであった。
- BC14 IASB は現行の IFRS 第 9 号の原則を再確認した。契約上のキャッシュ・フローの特性に応じて、事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することである場合には、金融資産を償却原価で測定するというものである。さらに、IASB は、金融資産を償却原価で測定することの妨げとなる事業活動の種類並びに売却の頻度及び内容の両方に関する追加の適用指針を設けることを決定した。
- BC15 事業モデルを評価するためには、企業は、過去の売却の頻度及び重大性並びに当該売却の理由とともに、将来についての予想を考慮することが必要となる。これは、金融資産からのキャッシュ・フローが生じるのが、契約上のキャッシュ・フローの回収からなのか売却からなのかを判断するために行うものである。IASB は、金融資産の信用度は企業がキャッシュ・フローを回収する能力と関連性があることに留意した。したがって、キャッシュ・フローの回収可能性に懸念が生じている場合に金融資産を売却することは、契約上のキャッシュ・フローを回収するという目的と整合的である。
- BC16 IASB は、償却原価で測定する区分からの売却は、IFRS 第 9 号の他の測定区分からの売却よりも頻度が低いと見込まれることにも留意した。売却活動の事業モデル評価への

<sup>15</sup> これらの提案の明記された目的の 1 つは、FASB のモデルとの主要な差異を減らすことである。したがって、文脈に応じて、FASB の「暫定的な分類及び測定モデル」は、次のいずれかの時点のモデルを指す。(a) 共同審議前（審議した論点にこれが影響を与えたため）、(b) 共同審議後（目的が達成されたかどうかを明確にするため）、又は(c) 両方（FASB のモデルのある側面が、共同の審議の結果として変更されなかった場合）。

関連性（例えば、売却の頻度、重大性及び理由）を明確にするために、IASB は、IFRS 第 9 号に追加の適用指針を設け、矛盾すると見られていた文言のいくつかを削除することを決定した。

### その他の包括利益を通じて公正価値

- BC17 本公開草案において、IASB は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分を、契約上のキャッシュ・フローの特性が元本及び利息の支払のみで、定義された事業モデルの中で管理されている金融資産について導入することを提案している。IASB は、この測定区分は次のような働きをすると考えている。
- (a) この測定区分に分類された金融資産について有用な情報を提供し、IFRS 第 9 号におけるそれらの金融資産の適切な分類を疑問視していた人々からのフィードバックに対応する。
  - (b) 金融資産の分類及び測定と保険契約負債の会計処理との相互関係に対応する。
  - (c) FASB の暫定的な分類及び測定モデルとの比較可能性を高める。
- BC18 共同審議の前に、FASB はすでに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分を暫定的な金融資産の分類及び測定モデルに含めることを決定していた。この相違により、仮に FASB がそれらの提案を確定させたとした場合、IFRS 第 9 号には現在は金融資産について 2 つの測定区分しかないため、多くの金融資産が IFRS と US GAAP とで異なる分類となる結果となっていたであろう。
- BC19 両審議会は共同で、金融資産は、以下に該当する場合、かつ、その場合にのみ<sup>16</sup>、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定すべきだと決定した。
- (a) 所定の日、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じさせる契約上のキャッシュ・フローの特性を有し（BC46 項）、かつ、
  - (b) 該当する事業モデル（次項に記述）の中で管理されている。
- BC20 両審議会は、企業の事業モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で金融資産を管理することである場合<sup>17</sup>には、当該事業モデルの中で管理されている金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（契約上のキャッシュ・フローを条件として）ことを提案すると決定した。IASB は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の導入は、資産が契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で管理されている事業モデルの中で保有されている金融資産の適切な分類を疑問視した利害関係者のフィードバックに、対応することにもなることに留意した<sup>18</sup>。
- BC21 IASB は、第 3 の測定区分により IFRS 第 9 号に複雑性が加わることを承知していた。しかし、IASB の考えでは、一部の金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することにより、償却原価又は純損益を通じて公正価値で測定する場合よりも、その運用成績が適切に反映されることとなり、提供する情報の有用性により複雑

<sup>16</sup> 公正価値オプションへの適格性及びその選択の対象となる場合がある（BC74 項）。

<sup>17</sup> 事業モデルの評価は金融資産のグループについて行われるので、（一部の資産を）保有するという予想と（一部の資産を）売却するという予想は、相互に排他的なものではない。

<sup>18</sup> これに対して、IASB は、他の利害関係者が、IFRS 第 9 号の 2 つの測定区分の分類アプローチは、金融資産の管理に関する事業モデルの適切な反映となると考えていることを承知している。一部の人は、この見解を、「回収のために保有する」事業モデルを IASB の意図（BC13 項から BC16 項）よりも広く解釈した文脈で述べているため、償却原価の明確化について見解が異なっている可能性がある。

性が正当化される。

**BC22** 金融資産が契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で管理されている事業モデルについては、業績が契約上のキャッシュ・フローと公正価値の実現の両方の影響を受ける。償却原価の情報は、当該資産が事業モデルの目的を達成するために売却されるのでない限り、また、売却の時まで、当該資産を契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有するという決定を反映する。公正価値の情報は、当該資産を売却した場合に実現されるキャッシュ・フローを反映する。したがって、IASB は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分は、財政状態計算書においては公正価値の帳簿価額、純損益においては償却原価の情報を提供すべきだと決定した。したがって、IASB は、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産について、次のことを提案している。

- (a) 金利収益は、IFRS 第 9 号において償却原価で測定する金融資産にすでに適用されている実効金利法を用いて、純損益に認識する。
- (b) 減損は、償却原価で測定する金融資産と同じ信用減損の方法論を用いて、純損益に認識する。
- (c) その他の包括利益に認識した公正価値利得又は損失の累計額は、これらの金融資産の認識の中止時に、組替調整額として資本から純損益への振替（「リサイクル」）を行う。

**BC23** IASB は、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失を当該金融資産の認識の中止時に純損益にリサイクルしないと、償却原価の情報が純損益において提供できず、これがその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の重要な要素であることに留意した。そうであっても、IASB は、その他の包括利益に累積した利得又は損失は、以下のいずれかの場合には認識の中止時にリサイクルされないことも承知していた。

- (a) 企業が当初認識時に公正価値変動（配当収益を除く）をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択をしている資本性金融商品
- (b) 公正価値オプションで指定された金融負債

**BC24** しかし、IASB は、その他の包括利益に累積された利得又は損失のリサイクルを認めない理由の一部は、提案しているその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分には当てはまらないことに留意した。具体的には、

- (a) 資本性金融商品： IFRS 第 9 号の BC5.25 項(b)で、資本性金融商品について公正価値利得及び損失をリサイクルしない理由を述べている。本公開草案を公表する際に、IASB は、公正価値利得又は損失の累計額のリサイクルにより、金融商品について減損の検討が必要となることにも留意した。IAS 第 39 号における資本性金融商品の減損に関する要求事項は非常に主観的であり、金融危機の間に最も批判を受けた会計上の要求事項の中に入っていた。資本性金融商品は、IFRS 第 9 号によれば減損の対象にはならない。これに対して、IASB が今回提案しているのは、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、償却原価で測定する金融資産と同じ減損アプローチに従うべきだということである。
- (b) 公正価値オプションで指定された金融負債： IFRS 第 9 号の BC5.52 項から BC5.57 項で、公正価値オプションで指定された金融負債について、自己の信用に起因する累計額をリサイクルしない理由を述べている。主な理由の 1 つは、これらの金融負債は通常、契約金額を返済するために保有されているので、自己の信用リスクの変

動の累積的影響は、満期時には自然に解消されゼロに戻るということである。これに対して、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産について提案している事業モデルは、一部の金融資産が満期前に売却されるものであるため、その他の包括利益に認識した公正価値利得及び損失が満期時に自然に解消されるわけではない。

- BC25 さらに、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産についてリサイクルを要求することにより、FASB の暫定的な分類及び測定のモデルと整合的となり、したがって、両審議会の金融商品に関する分類及び測定のモデルの主要な相違点を削減するという目的を達成することになる。
- BC26 IASB は、純損益において償却原価の情報を提供するのと整合的に、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」において為替利得及び損失を認識する目的上、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、外貨において償却原価で測定されているかのように扱うことを提案している。したがって、償却原価ベースでの変動から生じた為替差額（すなわち、実効金利法を用いて算出した金利収益、及び減損）は純損益に認識し、他の為替差額はすべて、その他の包括利益に（他の公正価値変動と同様に）認識すべきである。
- BC27 ED/2009/7「金融商品：分類及び測定」（「2009 年公開草案」）では、IASB は、基本的な貸付金の特徴を有し、契約上の利回りのベースで管理されている金融資産を償却原価で測定し、他の金融資産をすべて純損益を通じて公正価値で測定することを提案していた。2009 年公開草案の一部として、IASB は、次のような代替的アプローチに対するフィードバックも募集した。金融資産が、2009 年公開草案にあった償却原価での測定の要件を満たし、かつ、IAS 第 39 号における貸付金及び債権の定義に該当する場合に、かつ、その場合にのみ、金融資産を償却原価で測定することを要求するというものであった。他の金融資産はすべて財政状態計算書において公正価値で測定し、償却原価ベースで算定した価値の変動は純損益に認識し（IAS 第 39 号に従った減損を含む）、他の公正価値変動はその他の包括利益に表示して純損益へのリサイクルはしないというものであった。
- BC28 IASB は、この代替案を IFRS 第 9 号の BC4.43 項で述べている理由で棄却し、IFRS 第 9 号では、金融資産について、いかなる公正価値変動もその他の包括利益に認識することを要求しなかった（資本性金融商品について当初認識時に代替的な表示を選択した場合を除く）。しかし、本公開草案でのその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分は、2009 年公開草案における代替的アプローチとは、以下の理由により異なっている。
- (a) 代替的アプローチでは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するのは、IAS 第 39 号における貸付金及び債権の定義にも、2009 年公開草案の償却原価での測定の要件にも該当しない金融資産に対する残余の分類となっていた。これに対して、本公開草案では、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するための要件を定義し、これが有用な情報を提供する金融資産についてのみ、この測定を要求することになる。
- (b) さらに、認識の中止時のリサイクルが 2009 年公開草案の代替的アプローチでは禁止となっていたため、当該アプローチでは、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産について、償却原価の情報が純損益で提供されないこととなっていた。本公開草案に従えば、認識の中止時のリサイクルが、償却原価で測定する金融資産と同様に、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する

金融資産について要求される。

- BC29 前項で述べた有用な情報の提供に加えて、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の導入により、金融資産の分類及び測定と保険契約負債との整合性が高まる可能性がある。これは、保険契約プロジェクトの暫定的決定によると、割引率の変動に起因する保険契約負債の変動をその他の包括利益に表示することになるからである。保険者がその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を保有している場合には、当該保険者が保有している金融資産の公正価値の変動（実効金利法を用いて算出した金利と、減損を除く）と、割引率の変動の影響から生じた保険者の保険契約負債の価値の変動の両方が、その他の包括利益に表示されることになる。
- BC30 2009 年公開草案における代替的アプローチに対して提起された懸念と同様に、利害関係者は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の導入により、IFRS 第 9 号に比べて公正価値の使用が増加するとの懸念を示した。しかし、IASB は、公正価値測定の使用の増加も減少も意図していないことに留意した。むしろ、目的適合性のある情報の提供を確保することを目指したものである。さらに、IASB は、場合によっては、純損益を通じて公正価値で測定されることになっていた金融資産が、この提案により、その他の包括利益を通じて公正価値で測定されることとなることに留意した。したがって、こうした場合には、公正価値の使用の増加はない。

### 純損益を通じて公正価値

- BC31 IFRS 第 9 号では、2 つしか測定区分がなく、純損益を通じて公正価値で測定する区分が残余となっている。本公開草案では、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の追加を提案しており、IASB は、純損益を通じて公正価値で測定する区分を引き続き残余の測定区分とすべきかどうかを検討した。IASB は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分を残余とすることに若干の利点があり得ると考えた。償却原価の記述と純損益を通じて公正価値の記述で、明確な区別ができるからである。
- BC32 しかし、IASB は、残余の測定区分は、その測定区分に分類された金融商品のすべてについて有用な情報を提供すべきであることに留意した。償却原価の情報は、償却原価の区分とその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の両方について純損益で提供される。この情報に目的適合性があるのは、特定の事業モデルに関して、また、特定のキャッシュ・フローの特性を有する金融商品に関してのみである。このため、これら 2 つの測定区分は、いずれも残余の測定区分としては有用ではない。
- BC33 したがって、IASB は IFRS 第 9 号の現行の要求事項を再確認した。純損益を通じて公正価値で測定する区分を残余の測定区分とするということである。IFRS 第 9 号の場合にすでにそうであるように、IASB は、売買目的で保有されている金融資産と公正価値ベースで管理されている金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定すべきであることを確認した。

### 事業モデル評価の代替的アプローチ

- BC34 本公開草案の公表に至る審議の中で、両審議会は共同して、測定区分のすべてについての事業モデル評価の代替的アプローチを検討した。これらの代替案は、償却原価で測定する区分の文脈で検討されたが、他の測定区分とも関連するものであった。
- BC35 検討した主な代替的アプローチは、共同審議の前の FASB の暫定的アプローチと同様の、事業活動に基づくアプローチであった。要約すると、この代替案における事業活動には、融資（償却原価）、投資（その他の包括利益を通じて公正価値）、売買又は売却目的保有（純損益を通じて公正価値）が含まれるとされていた。融資の事業活動の要件では、契

約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することに加えて、貸倒損失の可能性がある場合に、相手方と契約上のキャッシュ・フローの修正の可能性を交渉する能力を企業に要求するとしていた。IASB の考えでは、企業が相手方と条件を交渉する能力を有することを要求するのは、過度にコストがかかり適用が複雑となるおそれがあるとともに、さまざまな法域における法的枠組みの相違だけのために、融資活動の分類の相違が生じるおそれがあった。さらに、金融資産の性質が分類に影響を与えることとなっていた。例えば、広く保有されている債券は、通常、二者間での条件の再交渉ができないため、この要件を満たさないこととなる。IASB は、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有される金融資産を償却原価で測定することを認めるアプローチを引き続き支持した。IASB の考えでは、広く保有されている債券について予想される将来のキャッシュ・フローは、場合によっては契約上のキャッシュ・フローであるため、そうした場合には償却原価での測定が適切である。

BC36 IFRS 第 9 号の BC4.15 項から BC4.21 項に述べた理由により、IASB は、償却原価で測定する区分についての IFRS 第 9 号の原則、及び IFRS 第 9 号における事業モデル・アプローチをおおむね再確認した。

### 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

- BC37 IFRS 第 9 号によれば、事業モデルの評価に従い、金融資産の契約条件が、所定の日、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じる場合には、金融資産は償却原価で測定される。利息は、特定の期間中の元本残高に関連した貨幣の時間価値及び信用リスクに対する対価である。IFRS 第 9 号の BC4.7 項で述べたとおり、償却原価の情報は、特定の状況における特定の種類の金融資産についての（言い換えると、事業モデルに応じて、契約上のキャッシュ・フローが単純な金融資産についての）企業の生じる可能性の高いキャッシュ・フローを評価する上で、目的適合性があり有用である。この契約上のキャッシュ・フローの特性の評価は、実効金利法を適切に適用できる金融商品も特定する。この方式は、利息を金融商品の残存期間に単純に配分するものであり、キャッシュ・フローが元本及び利息のみを表す金融商品についてのみ適切である。
- BC38 このアプローチは、利害関係者の支持を受け、一般的には運用可能と考えられた。しかし、IASB には、IFRS 第 9 号の公表後に、いくつかの適用上の疑問が寄せられた。
- BC39 両審議会は、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価が、IFRS 第 9 号と FASB の暫定的な分類及び測定モデル（共同審議の前の）とで異なっていたが、基礎となる原則（すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する区分ではない測定区分に適格となり得る、単純な負債性金融商品を特定すること）は同様であったことに留意した。
- BC40 したがって、IASB は本公開草案で IFRS 第 9 号における原則を再確認することを決定した。しかし、IASB は、寄せられた疑問点に対処するために、この原則を特定の金融商品にどのように適用すべきかを明確にするための、IFRS 第 9 号の適用指針の軽微な修正を提案することも決定した。
- BC41 IASB は、場合によっては、金融資産における元本と貨幣の時間価値及び信用リスクに対する対価との経済的関係が改変されることに留意した。検討した具体的な例は、金融資産にレバレッジが含まれている場合や、金利が改定されるか又は改定可能とされ、その改定の頻度が金利の期限と一致していない場合（金利のミスマッチ）である。一部の人々が、契約上のキャッシュ・フローは、元本と利息との経済的関係の構造が特定の市場における市場規範と整合的である限り、元本と利息のみと考えることができるのかど



うか質問した。IASB は、一部の市場規範は貨幣の時間価値の経済的概念と整合的でない場合があることに留意した。

- BC42 それでも、IASB は、元本と貨幣の時間価値及び信用リスクに対する対価との間での改変された関係の存在により、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定することを、必ずしも意図していなかった。しかし、IASB が注目したのは、一部の人々が IFRS 第 9 号の既存の適用指針を非常に厳格に解釈して、元本と貨幣の時間価値及び信用リスクに対する対価との経済的関係に何らかの改変があれば、金融資産は純損益を通じて公正価値で測定されることになると判断していたことである。
- BC43 したがって、IASB は、金融資産が元本と貨幣の時間価値及び信用リスクに対する対価の支払である契約上のキャッシュ・フローのみを含むことの明確化を提案することを決定した。しかし、それらの関係は金利のミスマッチの要素やレバレッジにより改変される（「改変された経済的関係」）ので、企業は、金融資産のキャッシュ・フローが、元本及び利息のみという考え方と整合的かどうかの結論を下すために、その改変の重大性を評価することが必要となる。
- BC44 提案している明確化を開発する際に、IASB は、規制された環境における利率で、金融商品における元本と貨幣の時間価値及び信用リスクに対する対価との経済的関係を改変するものについてのフィードバックを受けた。こうした環境では、ベース金利の設定及び改定を中央当局が行い、そのベース金利が改定期間を反映する方法で改定されない場合がある。さらに、こうした環境では、異なる基礎で価格付けされている利用可能な金融商品がない場合もある。こうした金融商品に係るキャッシュ・フローが契約上のキャッシュ・フローの特性の評価を満たすと考えられるかどうか、及び提案している改変された経済的関係の考え方がこうした環境において運用可能で適切かどうかに関して、若干の懸念が示された。IASB は、コメント期間中及びその後、本公開草案で提案している明確化が、規制された環境における利率に関しての懸念に適切に対処するものとなるのかどうかについて、追加的なフィードバックを収集することに留意した。
- BC45 IASB は、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価についての明確化の提案を踏まえて、追加的な開示を導入すべきかどうかを検討した。IASB は、契約上のキャッシュ・フローの特性を評価する際に行った判断が重大で、財務諸表に認識する金額に著しい影響を与える場合には、経済的関係が改変されているかどうかに関係なく、その旨の開示が IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 122 項により要求されることに留意した。IASB は、この開示は、例えば、大量の商品が経済的関係を改変して発行されるような場合に、要求される可能性があることに留意した。IASB は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価を IAS 第 1 号の第 123 項における例示の既存のリストに追加することにより、IAS 第 1 号の第 122 項の一般的要求を強化することを決定した。

#### **強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性**

- BC46 BC17 項から BC30 項で述べたとおり、IASB は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分を IFRS 第 9 号に追加し、事業モデルの評価に従い、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみである場合に、かつ、その場合にのみ、金融資産を強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定することを決定した。一部の利害関係者は、たとえ金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみではない場合（例えば、株式又はコモディティとの連動などの要素を含んでいる場合）であっても、金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分に分類することを認めるべきだという考えを示した。しかし、IASB は、こうした金融商品

をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分に分類することは適切ではないと考えている。この決定の主な理由は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分は、純損益において償却原価の情報を提供するものであるため、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価について、償却原価で測定する区分と同じ考慮が当てはまるからである。特に、IFRS 第 9 号の BC4.23 項では、実効金利法は、元本又は元本残高に対する利息ではないキャッシュ・フローを配分するのに適切な方法ではないと説明している。さらに、そうしないと、一部の資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を無視することになる。これは金融資産についての分類及び測定モデルと不整合となる。また、IFRS 第 9 号の大幅な変更が必要となって、限定的修正の範囲を超えることになり、変更案の範囲が最小限とはならなくなる（IASB は、一部の企業が IFRS 第 9 号の導入にすでに投じた時間と労力を考慮して、最小限の変更が望ましいと考えている）。

### 契約上リンクしている金融商品（トランシェ）に対する投資

BC47 IFRS 第 9 号によると、契約上リンクしている金融商品（トランシェ）に対する投資は、次の条件（要約している）をすべて満たす場合には、元本及び利息の支払のみの契約上のキャッシュ・フローを有している可能性がある。

- (a) 当該トランシェの契約上のキャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じる。
- (b) 金融資産の原プールが、元本及び利息のみであるキャッシュ・フローを有しているか、又は、キャッシュ・フローの変動性を減少させている。
- (c) 評価の対象となるトランシェが、信用リスクに対して原資産よりも大きなエクスポージャーを有していない。<sup>19</sup>

BC48 トランシェに関する IFRS 第 9 号におけるこれらの具体的な要件により、IASB には、トランシェが資産の原プールに生じた期限前償還を条件として期限前償還可能となる場合に、元本及び利息の支払のみの契約上のキャッシュ・フローを有するといえるのかどうかに関する質問が寄せられた。IASB は、契約上リンクされた金融商品についての契約上のキャッシュ・フローの定め的基础となっている主要な原則は、原資産が元本及び利息のみであるキャッシュ・フローを有していて、その保有が、原資産と比較して重大でないとはいえないレバレッジ又は信用リスクの集中に晒されていない場合には、企業は単に資産を間接的に保有していることによって不利に扱われるべきではないというものであったことに留意した。したがって、IASB は、トランシェは以下のような場合であっても、元本及び利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有している可能性があることを明確にした。

- (a) 当該トランシェが、原プールに生じた期限前償還を条件として期限前償還可能となる場合。原資産は元本及び利息のみである契約上のキャッシュ・フローを有していなければならないので、定義上、原資産の期限前償還の要素は、元本及び利息のみであるという要件と整合的でなければならない。
- (b) 原プールの中の金融資産が、償却原価での測定の適格要件を満たさない資産で担保されている場合。こうした場合、当該プールが将来において当該担保を含むという可能性は無視すべきである（ただし、当該金融商品の取得が当該担保に対する支配を意図していた場合は除く）。これは、金融資産の背後にある担保を、分類の目的上、より大まかに考慮する方法と整合的である。すなわち、担保されている資産は、依

<sup>19</sup> IFRS 第 9 号の B4.1.20 項から B4.1.26 項及び BC4.26 項から BC4.36 項が、追加的な詳細を示している。

然として元本及び利息のみである支払を有する可能性がある。

### 組込要素の分離

- BC49 IFRS 第 9 号によると、金融資産について分離の検討はされない。その代わりに、金融資産は全体で、契約上のキャッシュ・フローの特性（及び事業モデル）に基づいて分類される。しかし、IFRS 第 9 号は、金融負債については分離の要求事項を維持している。
- BC50 IFRS 第 9 号の公表後に、一部の利害関係者は、IFRS 第 9 号における分離についての IASB のアプローチへの支持を引き続き表明した。
- BC51 他方、金融資産について分離を再び導入すべきだという考えを示した人々もいた。このフィードバックの大半は、IFRS 第 9 号の開発の際に寄せられた意見の一部と同様であった（IFRS 第 9 号の BC4.88 項）。彼らが、金融資産について分離が必要であるとして挙げた理由には次のものがあった。
- (a) 一部の金融資産は構成部分が別個に管理されているので、分離により、財務諸表利用者により目的適合性の高い情報が提供され得る。
  - (b) 比較的重要でない要素によって、ある金融資産が全体として純損益を通じて公正価値で測定される結果となる場合がある。
  - (c) 金融資産と金融負債の分離の対称性が最重要である。したがって、IASB は金融負債について分離を維持しているため、金融資産も分離すべきである。
- BC52 さらに、一部の人々は、IFRS 第 9 号は一部の金融資産を不適切に純損益を通じて公正価値で測定するものに分類している（金利のミスマッチやレバレッジのある金融資産を含む）と見ており、分離によりこれらの資産の分類が改善されると考えている。IASB の考えでは、金利のミスマッチやレバレッジのある一部の金融資産についての契約上のキャッシュ・フローの特性の評価の適用に関する疑問点は、BC42 項から BC43 項で述べたようにキャッシュ・フローの特性に関する適用指針を明確化することで解決できる。
- BC53 両審議会は、金融資産と金融負債の両方、又は一方について分離を追求すべきかどうか、また、その場合、分離の基礎をどのようにすべきかを共同で検討した。共同審議の中で、3 つの分離のアプローチが検討された。
- (a) 分離をしない
  - (b) 「密接に関連」による分離（すなわち、IAS 第 39 号に含まれていて、IFRS 第 9 号で金融負債について維持された、「密接に関連」という分離の要件を用いて分離）
  - (c) 「元本及び利息」による分離
- これらのアプローチを評価するにあたり、両審議会は、それらが金融資産と金融負債の両方、又は一方について適切かどうかを検討した。次項で述べる理由により、また、IASB については IFRS 第 9 号の現行の要求事項と整合的に、両審議会は共同で、金融資産については分離をしないアプローチを決定し、金融負債については両者のそれぞれの「密接に関連」による分離のアプローチを維持することとした。IASB については、分離のアプローチはこのように IFRS 第 9 号から変更がなく、本公開草案では分離についての変更を提案していない。

### 組込要素を分離しない

- BC54 金融資産について分離をしないアプローチは、金融資産の全体の契約上のキャッシュ・フローの評価を要求している IFRS 第 9 号と整合している。このアプローチを検討する

際に、IASBは、IFRS第9号における金融資産の分離をしない論拠に留意した（IFRS第9号のBC4.83項からBC4.90項）。この論拠を開発する際に、IASBが考慮したフィードバックは、一部の利害関係者から引き続き寄せられているBC51項に記述したフィードバックと同様のものではなかった。

**BC55** これと対照的に、IASBは、金融負債を分離しない場合には、より多くの金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されることに留意した。これには、現在は償却原価で測定されている金融負債の主たる構成部分が含まれる。金融負債を分離することにより、純損益を通じて公正価値で測定される非デリバティブ金融負債がずっと少なくなる。非デリバティブ負債を公正価値で再測定することの影響（企業自身の信用リスクの変動の反映）こそが、財務諸表利用者の最大の懸念として提起されていたものである。金融負債についての自己の信用リスクの問題（これは金融負債だけに関連する）に対処するため、IFRS第9号は金融負債について分離を維持している（IFRS第9号のBC4.91項）。

**BC56** さらに、フィードバックが示したところでは、金融負債と金融資産とでは、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性の評価に際して有用な情報が異なっている（IFRS第9号のBC4.49項及びBC4.89項(c)）。金融資産に「密接に関連」による分離を適用することが困難であるとは異なり、このフィードバックは、「密接に関連」による分離のアプローチが、金融負債については実務上よく機能していることを示していた。

#### 密接な関連による分離

**BC57** 密接な関連による分離のアプローチは、金融負債についてはよく機能しているが、IASBは、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価と、密接な関連による分離のアプローチとが、うまく合致していないことに留意した。契約上のキャッシュ・フローの特性の評価と密接な関連による分離のアプローチの両方を要求するとした場合、どちらを先に適用するのかという問題が生じる。両審議会は次のような考え得る順序を議論した。

- (a) まず、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を評価して、元本及び利息のみであるかどうかを判定する。
- (b) 契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみである場合には、当該金融資産は、事業モデルに応じて、どの測定区分にも分類され得る。それ以上の分析は必要ない。
- (c) 契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみではない場合には、当該金融資産の中の組込要素について、既存の分離の要求事項（密接な関連の要求事項）に基づき分離を検討する。これには、組込要素の経済的特徴及びリスクが、当該金融資産の残りの部分の経済的特徴及びリスクと密接に関連しているかどうかが含まれる<sup>20</sup>。IAS第39号の分離の要件に該当する組込要素は、分離されて、デリバティブとして純損益を通じて公正価値で別個に会計処理される。これに対して、分離の要件に該当しない組込要素は、当該金融資産の残りの部分から分離されない。

<sup>20</sup> IAS第39号の第11項に従って、組込デリバティブは、以下のすべてに該当する場合に、かつ、その場合にのみ、主契約から区分（分離）される。

- (a) 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連していない。
- (b) 組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品ならば、デリバティブの定義に該当する。
- (c) 混合（複合）金融商品が、公正価値で測定して公正価値変動を純損益に認識するものではない（すなわち、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産又は金融負債に組み込まれているデリバティブは、分離されない）。

- BC58 IASB は、この評価の適用を、以下の特徴を有する 2 つの金融資産について検討した。
- (a) 一方の金融資産は、組込デリバティブが元本及び利息という条件にも当該金融資産の残りの部分と密接に関連しているという条件にも合致していないことを除けば、契約上のキャッシュ・フローの特性が元本及び利息のみである。
  - (b) 他方の金融資産は、組込デリバティブが当該金融資産の残りの部分と密接に関連していること以外では、第 1 のものと同じ特徴を有している（すなわち、契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息のみではない）。
- BC59 第 1 の金融資産からは、組込デリバティブが分離されて純損益を通じて公正価値で測定され、当該金融資産の残りの部分は、事業モデルに応じて、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される可能性があることになったであろう。IASB は、第 2 の金融資産を全体として次のいずれかで測定すべきなのかを検討した。
- (a) 純損益を通じて公正価値（契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息のみではないため）
  - (b) 事業モデルに応じて、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値、又は純損益を通じて公正価値（組込デリバティブが当該金融資産の残りの部分と密接に関連しているため）
- BC60 IASB は、BC59 項(a)の分類結果は直感に反するものであることに留意した。例えば、LIBOR の 1.75 倍というレバレッジの掛かった金利の負債性金融商品は、全体として純損益を通じて公正価値で測定される。同時に、契約上のキャッシュ・フローが株式又はコモディティの価格に連動する負債性金融商品は、分離され、したがって主契約は、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値、又は純損益を通じて公正価値のいずれか（事業モデルに応じて）で測定されて、株価又はコモディティ価格に連動した要素だけが、純損益を通じて公正価値で測定されることになる。言い換えると、「より単純な」金融資産（すなわち、密接に関連した組込デリバティブを有するもの）は、全体として純損益を通じて公正価値に分類されて測定され、他方で、より複雑な金融商品（すなわち、密接に関連しない組込デリバティブを有するもの）は、分離できることとなる。
- BC61 しかし、BC59 項(b)の分類結果にも不都合な点がある。実質的に、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価を覆すことになるからである。同じ単純な例で説明すると、事業モデルに応じて、金利が LIBOR の 1.75 倍である負債性金融商品が、キャッシュ・フローが元本及び利息で構成されていなくても、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定できることになる。したがって、IASB は、全体的に、元本及び利息のみという考え方を密接な関連による分離と複合させると、複雑となり、矛盾した結果を生じるおそれがあると結論を下した。
- BC62 BC55 項から BC56 項で述べたとおり、IASB が受けたフィードバックは、金融負債についての密接な関連による分離のアプローチを支持していたので、このアプローチが IFRS 第 9 号において維持された（IFRS 第 9 号の BC4.91 項）<sup>21</sup>。

「元本及び利息」による分離

- BC63 元本及び利息による分離のアプローチでは、金融商品が元本及び利息の支払のみではないキャッシュ・フローを有している場合には、当該金融商品を次のように分離すべきか

<sup>21</sup> 元本及び利息のみという考え方は、金融負債には使用されていないので、密接な関連による分離との相互関係の複雑性は生じない。

どうかを検討することになる。

(a) 元本及び利息の支払のみであるキャッシュ・フローを有する主契約

(b) 組み込まれた残余の要素

BC64 主契約は、事業モデルに応じて、純損益を通じて公正価値で測定する区分以外の測定区分に適合となる可能性がある。組込要素は純損益を通じて公正価値で測定されることになる。このアプローチは、金融資産と金融負債の両方について IFRS 第 9 号のアプローチと異なる。

BC65 IASB は、次のような条件で分離を行う元本及び利息による分離のアプローチの変型も検討した。

(a) デリバティブの定義に該当する組込要素、又は

(b) 別個に管理されている構成部分

これらの条件に該当しない場合には、金融商品は全体として純損益を通じて公正価値で測定されることになる。

BC66 IASB は、多く（大半ではないにしても）の場合には、組込要素がデリバティブの定義に該当し、現行の要求事項において分離されている構成部分と同様の構成部分の分離となることが多くなることに留意した。組込要素がデリバティブであることを要求するとすれば、分離のガイダンスの適用の比較可能性が高まり、企業が特定の会計上の結果を達成する機会（例えば、主契約の一部として扱う要素及び何を残余として残すのかを選択することによって）を限定することになる。

BC67 一部の利害関係者からのフィードバックは、混合金融商品は、単一の会計単位としても複数の会計単位としても管理できると述べた。彼らの考えでは、構成部分の別個の管理に基づく分離により、より有用な情報が提供され、分離を達成する方法に規律が与えられる。この意見を有する人々の一部は、混合契約は構成部分が別個に管理されている場合のみ分解すべきだと考えている。混合金融商品が全体として管理されている場合には、それは単一の会計単位を表しているため、分離は財務諸表利用者に対する最も目的適合性の高い情報の提供にはつながらない可能性がある。

BC68 IASB は、金融商品の構成部分の別個の管理に基づく元本及び利息による分離のアプローチは、金融商品の管理の商品ごとの評価となることに留意した。これは、金融資産の管理をより高いレベルの集計で評価することを要求している事業モデルの評価とは不整合となる。また、モデルに追加的な「管理」の概念を持ち込むことにもなる。

BC69 IASB は、元本及び利息による分離のアプローチ（こうしたアプローチの変型を含む）は、原則的には、密接な関連によるアプローチよりも、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性が元本及び利息の支払のみなのかどうかを評価するという要求と両立する可能性が高いかもしれないことに留意した。しかし、元本及び利息による分離のアプローチは、金融資産と金融負債の両方の分類及び測定に新たな概念を持ち込むことになるので、主契約と組込要素をどのように定義し測定すべきかに関する疑問を提起することになるであろうし、意図せざる結果のリスクを持ち込むことにもなるであろう。さらに、金融負債について追求するとした場合には、元本及び利息による分離のアプローチでは、元本及び利息に基づく分類の要求事項を金融負債について開発することが必要となる。多くの人々が、IAS 第 39 号における現行の分離の要求事項を金融商品の会計処理における複雑性の最大の発生源の 1 つに挙げているが、実務が発展しており、財務諸

表の作成者と利用者の双方が、金融負債についての現在の要求事項を理解している。

#### 金融資産及び金融負債に対するアプローチの検討

- BC70 IASB は、上述の 3 つのアプローチのいずれが、金融資産と金融負債の両方、又は一方について、より有用で目的適合性の高い情報をもたらすのかを検討した。
- BC71 前の各項で挙げた考慮事項を踏まえてアプローチを決定するために、IASB は、分離をしないアプローチは金融資産についてはよく機能しており、大半の関係者から支持されたことに留意した。しかし、金融負債については同じことはいえないと考えられる (BC54 項から BC56 項)。IASB は、IFRS 第 9 号における金融負債の会計処理も、自己の信用についての要求事項を含めて、十分に支持されていることに留意した。また、密接な関連による分離のアプローチは、金融負債についてはよく機能しているが、金融資産についての契約上のキャッシュ・フローの特性の評価とはうまく合致していない (BC57 項から BC62 項)。元本及び利息による分離のアプローチは、金融資産については機能するかもしれないが、金融負債については結果はおおむね同様であるが実務の変更が必要となり、金融資産と金融負債の両方について新たな概念を導入することになり、意図せざる結果のリスクを生じることになる (BC63 項から BC69 項)。IASB は、IFRS 第 9 号の限定的修正を検討するプロジェクトは、範囲が限定されており、金融負債の会計処理に関して IASB の注意を引く新たな情報はなかったことにも留意した。
- BC72 したがって、IFRS 第 9 号と整合的に、IASB は、金融負債については密接な関連による分離のアプローチを引き続き要求し、金融資産については分離を要求も許容もしないことを決定した。

#### その他の修正提案

- BC73 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分を IFRS 第 9 号に導入する提案の結果として、IASB はそうした金融商品について以下の相互に関連した論点を検討した。
- (a) IFRS 第 9 号における現行の公正価値オプションの利用可能性
  - (b) 分類変更
  - (c) 表示及び開示の要求

#### 強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産についての公正価値オプション

- BC74 IFRS 第 9 号によれば、企業は、通常ならば償却原価で測定する金融資産を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することが認められているが、それは、こうした指定により測定又は認識の不整合（「会計上のミスマッチ」と呼ばれることがある）が除去されるか又は大幅に低減される場合に、かつ、その場合のみである。こうした指定が利用できるのは、当初認識時であり、取消不能である。IASB は、IFRS 第 9 号において同じ公正価値オプションを、通常ならばその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品にも利用可能とすべきだと決定した。その理由は、償却原価で測定される金融資産に適用されるものと同じである (IFRS 第 9 号の BC4.79 項)。

#### その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分への又は当該区分からの分類変更

- BC75 IFRS 第 9 号の結論の根拠に記載されているのと同じ理由<sup>22</sup>により、IASB は、分類変更

<sup>22</sup> IFRS 第 9 号の BC4.111 項から BC4.120 項

の要求事項を、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産にも適用すべきだと決定した。すなわち、影響を受けるすべての金融資産は、企業が金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合に、かつ、その場合にのみ、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分への分類変更又は当該区分からの分類変更が要求されることになる。IASB は、測定区分の数は、IFRS 第 9 号における分類変更の要求事項の論拠に影響を与えるものではないことに留意した。IFRS 第 9 号の現行の要求事項と整合的に、IASB は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分への分類変更及び当該区分からの分類変更は、将来に向かって行うべきであり、過去に認識した利得、損失又は金利は修正再表示すべきではないと決定した。

- BC76 IASB は、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産については、償却原価の情報が純損益で提供される (BC22 項) ので、償却原価で測定する区分とその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分との間での分類変更では、金利収益の認識を変更すべきではないことに留意した。すなわち、企業は、金融資産の当初認識時に実効金利を設定し、当該金融資産の分類変更をした後も当該利率を引き続き使用することになる。
- BC77 IASB は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分への分類変更及び当該区分からの分類変更についての開示要求も検討した。IASB は、IFRS 第 7 号の第 12B 項から第 12D 項が、IFRS 第 9 号における純損益を通じて公正価値で測定する区分と償却原価で測定する区分の間での分類変更についての開示要求を示していることに留意した。IASB は、これらの開示が、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分への分類変更及び当該区分からの分類変更についても、同様に有用であり、適用すべきであると判断した。

### 強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産についての表示及び開示の要求事項

- BC78 IASB は、本公開草案の提案において強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産についての表示及び開示の要求事項を検討した。BC22 項で述べたとおり、IASB は、純損益における償却原価の情報は、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産について目的適合性があると判断した。したがって、こうした金融資産について、償却原価で測定する金融資産と同じ減損及び金利収益の認識方法を要求する。同様に、IASB は、原則として、これら 2 つの測定区分に同じ表示及び開示の要求事項を適用すべきだと決定した。したがって、IASB は、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産についての減損の開示は、減損累計額の開示も含めて、償却原価で測定する資産と整合的にすべきだと決定した。
- BC79 しかし、IASB は、定義上、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、財政状態計算書上は公正価値で認識され、財政状態計算書における減損累計額の表示は、公正価値の帳簿価額からの逸脱となることに留意した。したがって、IASB は、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産について、減損累計額を財政状態計算書の本体に表示するのを禁止することを決定した。
- BC80 IASB は、IAS 第 1 号に、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却に係る利得又は損益を、包括利益計算書上で区分表示する要求を加えるべきかどうかを検討した。IASB は、IAS 第 1 号の第 82 項(aa)で、こうした区分表示を償却原価で測定する金融資産について要求していることに留意した。この要求は、償却原価で測定する区分からの売却に関して透明性を確保し、規律を与えるために導入されたも



のである。しかし、金融資産を強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定するのは、当該資産が契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で管理されている事業モデルの中で保有されているからである。したがって、この測定区分からの売却は事業モデルの一環であるため、IASB は、こうした売却に係る利得又は損失の区分表示を包括利益計算書において要求しないことを決定した。さらに、IASB は、この情報は財務諸表利用者が入手可能となることに留意した。その理由は、IAS 第 1 号の第 7 項で資本の内訳項目の組替調整額の開示を要求しており、そのうちの 1 つが強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る認識の中止時の利得又は損失となるからである。

## 経過措置

### 事業モデルの評価の修正案への移行

- BC81 IFRS 第 9 号における既存の経過措置によれば、事業モデルの評価は IFRS 第 9 号の適用開始日に存在する事実及び状況に基づいて行われる。IASB は、本公開草案における提案は、IFRS 第 9 号の適用開始日現在で事業モデルを評価する能力に何ら影響を与えないことに留意した。
- BC82 結果として生じる分類は、遡及適用が要求される。IASB は、この要求は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分についても適切であることに留意した。したがって、IASB はこの要求の変更を提案しなかった。

### 契約上のキャッシュ・フローの特性の評価の修正案への移行

- BC83 IFRS 第 9 号の既存の経過措置によれば、IFRS 第 9 号の適用開始時に、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価は、当該金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況を基礎とし、結果として生じる分類は遡及適用される。BC37 項から BC45 項で述べたように、本公開草案での提案により、IFRS 第 9 号における契約上のキャッシュ・フローの特性の評価をどのように適用するのかが明確になる。IASB は、IFRS 第 9 号に従った契約上のキャッシュ・フローの特性の評価がすでに判断を要求していることに留意したが、明確化の提案により判断の程度が大きくなり、経済的関係の改変が重大でないとはいえないものかどうかを評価する際に事後的判断が使用されるリスクが増加することを認識した。したがって、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価についての修正案を踏まえて、IASB は、金融資産の契約条件と当該金融資産の当初認識時に存在していた他の関連性のある事実及び状況に基づいて評価を行うことが実務上不可能（例えば、事後的判断の使用のリスクにより）である状況に対処すべきだと結論を下した。
- BC84 IASB は、この問題を扱うために以下の代替案を検討した<sup>23</sup>。
- (a) 契約上のキャッシュ・フローの特性を、実務上可能な最も古い期間において、明確化された要件を用いて評価する（具体的な経過措置がない場合に IAS 第 8 号の第 24 項が要求する方法）。
  - (b) 契約上のキャッシュ・フローの特性を、金融資産の契約条件と IFRS 第 9 号の適用開始日における事実及び状況に基づいて、明確化された要件を用いて評価する。

<sup>23</sup> これらの経過措置の代替案は、他の金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を IFRS 第 9 号の適用開始日に（及び IFRS 第 9 号に基づき継続的に）評価する方法とは異なることになる。

(c) 当初認識時の契約上のキャッシュ・フローを、IFRS 第 9 号 (2010 年) における要件を用いて評価する。IFRS 第 9 号 (2010 年) における要件に従って、元本及び利息の支払のみであると企業が判断することができない場合には、当該金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定されることになる。

- BC85 各代替案の間で決定する際に、IASB は、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価は、金融資産の当初認識日以外の時点で行うべきではないことに留意した。そうしないと、IFRS 第 9 号の原則と整合しない結果を生じることになる。IFRS 第 9 号では、契約上のキャッシュ・フローを当初認識時に評価し、その後の再評価は行わない (この要求は IFRS 第 9 号への移行時にも適用される)。最初の 2 つの代替案は、この原則と整合しない。しかし、第 3 の代替案は IFRS 第 9 号の現行の原則 (及び経過措置) と整合する。したがって、IASB は、IFRS 第 9 号の適用開始日において明確化された要件を適用することが実務上不可能である場合には、企業が IFRS 第 9 号 (2010 年) における要件を用いて契約上のキャッシュ・フローの特性の評価を行うよう要求することを提案している。
- BC86 IASB は、この経過措置への修正案を理由に追加的な開示を要求すべきかどうかを検討した。しかし、IASB は、IAS 第 8 号の第 28 項(h)ですでに、ある基準の要求事項に従って、遡及適用が当該基準の適用開始時に実務上不可能である場合に、開示を要求していることに留意した。
- BC87 さらに、IASB は、契約上のキャッシュ・フローの評価を、実務上不可能であるために、明確化した版ではなく IFRS 第 9 号 (2010 年) に基づいて行った金融資産の帳簿価額の開示は、有用な情報を提供し比較可能性が高まることに留意した。したがって、IASB は、影響を受けた資産の認識の中止が行われるまで、契約上のキャッシュ・フローの評価を本公開草案で提案した明確化した評価ではなく IFRS 第 9 号 (2010 年) に基づいて行った金融資産の帳簿価額を開示するよう企業に要求すべきだと決定した。

## 公正価値オプション

- BC88 IASB は、公正価値オプションに関する IFRS 第 9 号の現行の経過措置を、IFRS 第 9 号の限定的修正を踏まえて検討した。金融資産に関する分類及び測定の要求事項の適用開始時に、企業には次の両方が適用される。
- (a) 公正価値オプションの選択を金融資産と金融負債の両方について再検討することが認められている。すなわち、会計上のミスマッチが適用開始日の前にすでに存在していた場合であっても公正価値オプションの適用を選択することや、会計上のミスマッチが引き続き存在している場合であっても公正価値オプションを取り消すことが認められている。
- (b) 会計上のミスマッチが適用開始日の時点でもはや存在しない場合には、金融資産と金融負債の両方について公正価値オプションを取り消すことが要求されている。
- BC89 前項で説明した経過措置は、企業が金融資産に関する分類及び測定の要求事項の適用開始時にのみ利用可能である<sup>24</sup>。したがって、この経過措置は、IFRS 第 9 号をまだ適用していない企業については依然として利用可能である。本公開草案の公表に至る審議の中で、IASB は、IFRS 第 9 号の限定的修正を適用する前に IFRS 第 9 号 (2009 年) あるいは IFRS 第 9 号 (2010 年) を適用する企業は、すでにこの経過措置を適用しているこ

<sup>24</sup> IFRS 第 9 号の BC7.19 項及び BC7.27 項から BC7.28 項では、公正価値オプションの経過措置を一度だけしか利用できない理由を論じている。

とになることに留意した。しかし、修正後の分類及び測定の要求事項は、一部の金融資産の測定属性の変更を生じる可能性があり、したがって、会計上のミスマッチも変化する可能性がある。このため、IASB は、こうした企業が IFRS 第 9 号の限定的修正を適用する時に、既存の公正価値オプションの選択を再検討することを許容又は要求すべきかどうかを検討した。

- BC90 IASB は、公正価値オプションの選択のすべてをもう一度再検討することを企業に認めると、これらの選択の取消不能の性格を損なうことになることに留意した。公正価値オプションは、一般的に、当初認識時にのみ利用可能であり、企業が純損益において望ましい結果を達成するために指定を「選り好み」できないように取消不能とされている。しかし、IASB は、企業が限定的修正の適用開始により生じる会計上のミスマッチの変化の結果としてのみ公正価値オプションを適用することを認めるのであれば、「選り好み」の懸念は当てはまらなないと考えた。さらに、IASB は、会計上のミスマッチがもはや存在しない場合に、公正価値オプションの選択の取消しを企業に要求することで、引き続き公正価値で測定されるポジションの認識の中止を行うまで一方的な純損益の影響が生じる（これは長期間となる可能性がある）ことを防ぐことに留意した。
- BC91 したがって、IASB は、IFRS 第 9 号の限定的修正を適用する前に IFRS 第 9 号（2009 年）ないしは IFRS 第 9 号（2010 年）を適用する企業については、次のようにすべきだと決定した。
- (a) 修正後の分類及び測定の要求事項の適用開始により生じる新たな会計上のミスマッチに公正価値オプションを適用することを認める。
- (b) 修正後の分類及び測定の要求事項の適用開始により会計上のミスマッチがもはや存在しない場合には、過去の公正価値オプションの選択を取り消すことを要求する。

## 早期適用

- BC92 IFRS 第 9 号の既存の経過措置に従い、企業は IFRS 第 9 号を早期適用することが認められる。企業がこれを選択する場合には、早期適用を選択する要求事項よりも前に公表されたすべての要求事項を適用することが要求されているが、その後の要求事項については強制発効日まで適用は要求されない。IASB は、IFRS 第 9 号の完成版の公表後に（すなわち、分類及び測定、減損、並びに一般ヘッジ会計の章の完成時に）、企業が IFRS 第 9 号の過去の版を適用することを引き続き認めるべきかどうかを検討した。
- BC93 IASB は、適用が可能な複数の版の IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号に加えて）があると、財務諸表利用者にとっての比較可能性が低下することに留意した。したがって、IASB は、これらの限定的修正の早期適用は認めないと決定した。さらに、IASB は、IFRS 第 9 号の完成版の公表の 6 か月後に、IFRS 第 9 号の過去の版はもはや新たに早期適用できないものとすべきだと決定した。ただし、IFRS 第 9 号の過去の版をすでに適用した企業は、その版を引き続き適用できる。また、IASB は、早期適用は引き続き認めるが、IFRS 第 9 号の完成版の公表後は、すべての章を一度に適用しなければならないと決定した<sup>25</sup>。この論点を検討する際に、IASB は、本公開草案で提案しているその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分は、償却原価で測定する金融資産に適用されるのと同じ減損モデルを適用するように設計されているので、IFRS 第 9 号の本修正案と新しい減損モデルは、パッケージとして一緒に適用するのが最善であることに留意した。

<sup>25</sup> ただし、金融負債に係る「自己の信用」の利得又は損失の表示を除く。これについては本公開草案の提案により早期適用が可能となる（BC97 項から BC107 項）。

- BC94 これらの決定を行う際に、IASB は、段階的アプローチ（経過措置を含めて）が当初に策定されたのは、金融商品の会計処理の改善を速やかに利用可能にすべきだという G20 及び金融安定理事会の要請に対応してのことであり、この理由により、IFRS 第 9 号の分類及び測定の実施要件が減損及びヘッジ会計の前に公表されたものであることに留意した。すべてのフェーズが完了した後は、IFRS 第 9 号の完成版の早期適用が可能となるので、経過措置について引き続き段階的アプローチを認めることによる比較可能性の低下と複雑性は正当化されないことに、IASB は留意した。
- BC95 さらに、IASB は、IFRS 第 9 号の段階的な早期適用を、IFRS 第 9 号の完成版の公表の 6 か月後からは禁止することを決定した。これは、公表直前の時点で IFRS 第 9 号の適用の準備をしている企業にとってのコストと混乱を最小限にするためであった。

### 金融負債に係る「自己の信用」の利得又は損失の表示

- BC96 IFRS 第 9 号（2010 年）は、公正価値オプションにより指定した金融負債の信用リスクの変動の影響をその他の包括利益に表示することを要求している（こうした取扱いにより純損益における会計上のミスマッチが発生又は拡大することとなる場合を除く）。その他の包括利益に表示した金額は、その後において純損益へのリサイクルを行わない。IASB が「自己の信用」の要求事項を開発したのは、金融負債の信用リスクの変動の影響は、当該負債が売買目的保有でない限り企業が一般的に実現させないものであるのに、それが純損益に影響を与えることについての懸念の広がりに対応したものであった。
- BC97 IFRS 第 9 号（2010 年）に先立つ公開草案に対する一部のコメント提出者は、IASB がその提案を IFRS 第 9 号に追加するのではなく、IAS 第 39 号の修正として最終確定するよう要望した。その時点では、IASB は、IAS 第 39 号の置換えの作業中に IAS 第 39 号を修正するのは不適切であると判断した。
- BC98 IFRS 第 9 号（2010 年）の経過措置では、企業が金融負債についての分類及び測定の実施要件を早期適用する場合には、金融資産についての分類及び測定の実施要件も同時に適用しなければならないとしている。IASB が 2011 年 11 月に IFRS 第 9 号の限定的修正を検討すると決定した結果、IFRS 第 9 号の分類及び測定の実施要件をすでに適用している以外の企業が、IFRS 第 9 号の限定的修正の公表前に IFRS 第 9 号の早期適用を検討する可能性は低くなっている。
- BC99 IFRS 第 9 号（2010 年）の公表以来、IASB に自己の信用の実施要件の適用を加速化するように求める要望が強まっている。その理由は、市場の変動性が引き続き高く、自己の信用に係る利得又は損失が依然として重大であるため、企業が自己の信用度の悪化を経験している時に利得を報告することの有用性に関する懸念が強まっているからである。
- BC100 BC92 項から BC95 項で説明したとおり、IASB は、IFRS 第 9 号の完成版の公表の 6 か月後からは、企業が IFRS 第 9 号の過去の版を早期適用することを認めないことを決定した。したがって、修正後の分類及び測定の実施要件の適用を望む企業が、分類及び測定の実施要件を適用できるようになるには、IFRS 第 9 号の完成版の公表まで（及び企業が必要な減損のシステムを開発し導入するまで）待たなければならない。これは実質的に、自己の信用の実施要件の早期適用を利用できるかどうか、予想損失減損モデルの導入に依存することになる。したがって、IASB は、IFRS 第 9 号における自己の信用の実施要件をもっと早く利用できるようにすべきかどうかを検討した。
- BC101 IASB は、自己の信用の実施要件が早期適用できるかどうかに関する懸念に対処するために、以下の考え得るアプローチを検討した。

- (a) 自己の信用の要求事項を単独に適用することを認めない(すなわち、加速化しない)。
- (b) IAS 第 39 号を修正して自己の信用の要求事項を織り込む。
- (c) IFRS 第 9 号 (2010 年) 及び IFRS 第 9 号のその後の版における早期適用のガイダンスを修正して、自己の信用の要求事項を単独で早期適用することを認める。
- (d) IFRS 第 9 号の完成版の公表後は、自己の信用の要求事項を単独で早期適用することを認める。

BC102 IASB は、BC101 項(a)のアプローチは、比較可能性が高くなり、IFRS 第 9 号の段階的適用の廃止と整合することに留意した。さらに、IFRS 第 7 号の第 10 項で、すでに、IAS 第 39 号に従って純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債について、当期中及び累計での、自己の信用リスクの変動の開示を要求している。さらに、IASB は、作成者も自己の信用リスクの変動について修正した非 GAAP 情報を提供していることが多いことに着目した。IASB は、これは理想的な状況ではないが、財務諸表の作成者と利用者の両方にかなりよく理解されているプロセスであり、財務諸表利用者が自己の信用の影響を理解する結果となると認識した。しかし、BC96 項から BC100 項の考慮事項を踏まえて、IASB は、自己の信用の要求事項を切り離して早期適用できるようにすることを決定した。

BC103 IASB は、BC101 項の(b)から(d)のアプローチはすべて同様の結果となることに留意した。実質上、金融商品の会計処理は、自己の信用リスクの会計処理が変更される点を除いて、IAS 第 39 号のとおり継続することになる。相違点は、その結果を達成するのに必要な手順と、完成に掛かりそうな期間であろう。これらのアプローチはすべて、IFRS 第 9 号の強制発効日までの間の企業間の比較可能性を低下させることになる。

BC104 IASB は、BC101 項(b)のアプローチは、自己の信用の要求事項の適用を IFRS 第 9 号全体の日程から切り離すことになり、多くの利害関係者からの提言に合致することに留意した。しかし、IASB は、もはや置換えの作業中に IAS 第 39 号に変更を加える意図はないと繰り返した。さらに、自己の信用の要求事項は IFRS 第 9 号の文脈の中で開発されたものであるため、単に自己の信用の要求事項を挿入する以上の IAS 第 39 号の変更が必要となる。このため、修正により意図せざる結果を生じるリスクも生じる。

BC105 IASB は、BC101 項の(c)と(d)のアプローチの効果が同様となることにも留意した。すなわち、企業が自己の信用に係る利得又は損失の表示のみを変更して他の点では IAS 第 39 号に従った会計処理を継続することを認めるものである。しかし、これらのアプローチは両方とも、IFRS 第 9 号の段階的な導入をなくすという IASB の決定と整合しない。IASB は、BC101 項(d)のアプローチの利点として、ある法域が IFRS 第 9 号を完全に完成した時点でのみ採用したいと考えている場合には、このアプローチの方が適切であり、当該法域内の企業が、当該法域外の他の企業と同様に自己の信用の要求事項のみを早期適用できることになることに留意した。

BC106 IASB は、BC101 項(d)のアプローチの不都合な点は、早期適用の救済措置が利用できるのが IFRS 第 9 号の残りのフェーズの公表後のみとなることだと認識した。しかし、IASB の予想では、BC101 項(c)と(d)のアプローチの完了時期の相違は大きくはない。したがって、現在の状況に基づいて、IASB は BC101 項(d)のアプローチに決定した。IASB がこのアプローチの採用を決定したのは、自己の信用の要求事項は、これらの要求事項が IFRS 第 9 号 (2010 年) に追加されていた場合に利用可能となる時期とほぼ同時期に、切り離して早期適用が可能となることになるからである。この提案を本公開草案の一部として公開することにより、IASB は、必要があればこのアプローチを変更することも

依然として可能であることを留意した。

## 経過的な開示

BC107 これらの提案の一部として、IASB は、金融商品の新たな分類及び測定の実要求事項の適用開始時に要求される定量的開示を明示することを決定し、他の基準の一般的な定量的開示の実要求事項に依拠しないこととした。したがって、IASB は定量的な経過的な開示を IFRS 第 7 号に含まれているものに限定することを決定した。

## 過去の期間

BC108 IFRS 第 9 号によれば、分類及び測定の実要求事項の適用開始時に比較対象期間を修正再表示する必要はない<sup>26</sup>。IASB は、分類及び測定の実要求事項について比較の免除を設ける一方で、比較対象期間について IFRS 第 9 号に基づく修正再表示した表示科目の金額の開示を要求するのは不整合となることに留意した。したがって、IASB は、IFRS 第 9 号の適用開始の期間においては、IFRS 第 9 号の分類及び測定の実要求事項に従えば過去の期間に報告されたであろう表示科目の金額の開示は、要求すべきではないと決定した。

## 当期

BC109 IASB は、IFRS 第 9 号の分類及び測定の実要求事項の適用開始時に、当期において、各表示科目を IFRS 第 9 号と IAS 第 39 号の両方における分類及び測定の実要求事項に従って報告することを要求すべきかどうかを検討する際の、3 つの主要な要因を検討した。これらの要因は次のものである。

- (a) 当該開示の有用性
- (b) こうした開示の提供のコスト
- (c) 既存の経過的な開示要求が十分で、財務諸表利用者が移行の影響を評価することを可能にしているかどうか

BC110 この開示の有用性を評価する際に、IASB は、移行時における分類及び測定とヘッジ会計との相互関係を考慮した。ヘッジ会計の概念は、ヘッジ会計 (IAS 第 39 号における) がどのようなものになり得たのかに関する想定には役立たない。ヘッジ会計は、会計上のミスマッチの解消を可能にする選択的な会計処理だからである。ヘッジ会計を適用するためには、企業はその選択を行わなければならない、それから、ヘッジ関係が適格要件を満たす場合に、ヘッジ会計を将来に向かって適用する。IAS 第 39 号によれば、企業は、ヘッジ会計をいつでも理由なしに中止することもできる。これは、「仮に当期に適用したとした場合の」IAS 第 39 号に基づくヘッジ会計の情報が、比較可能性を歪めるおそれのある非常に推論的な仮定に基づくことを意味する。したがって、IASB は、IFRS 第 9 号に従ったヘッジ会計を最初に適用する期間において IAS 第 39 号に従ったヘッジ会計を考慮することは適切ではないことを確認した。このことは、IAS 第 39 号に従った当期の分類及び測定について提供される表示科目の開示は、IAS 第 39 号との比較での IFRS 第 9 号の真の全体像を提供しないので、基本的に不完全となることを意味する。IASB は、当期における IAS 第 39 号の金額の開示を要求すると、企業に並行的なシステムの運用コストの発生を要求することになり、作成者の負担となることにも留意した。

BC111 最後に、IASB は、IFRS 第 7 号ではすでに、IFRS 第 9 号の適用開始日現在の財政状態計算書における変動、及び当期に係る主要な財務諸表表示科目に対する影響に焦点を当てた修正後の経過的な開示要求を盛り込んでいることに留意した。IASB は、これらの

<sup>26</sup> ただし、事後的判断を使用せずに可能である場合には、企業は過去の期間を修正再表示することが認められる。

開示により財務諸表利用者が IFRS 第 9 号への移行の影響を評価できるようになると考えている。さらに、IASB は、財務諸表利用者がこれらの開示に好意的なフィードバックを提供したことに留意した。これらの開示が、移行を説明するために必要な情報を提供するからである (IFRS 第 9 号の BC7.35I 項から BC7.35J 項)。

- BC112 したがって、IASB は、IFRS 第 9 号の適用を開始する期間においては、IAS 第 39 号の分類及び測定の実務事項に従った場合には報告されたであろう当期の表示科目の金額の開示は、要求すべきでないとして決定した。

## IFRS の初度適用企業

- BC113 IASB は、IFRS を最初に適用する企業に対しての IFRS 第 9 号の経過措置は、一般的には IFRS をすでに適用している企業と同じとすべきであることに留意した。しかし、IASB は、初度適用企業に固有の考慮事項があることを認識した。これは、初度適用企業にとっての IFRS 第 9 号の適用開始日は IFRS 移行日と定義されており、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」に従い、企業の最初の IFRS 財務諸表の全体を通じて首尾一貫した会計方針の適用が要求されているからである。したがって、最初の IFRS 財務諸表において IFRS 第 9 号を適用するためには、初度適用企業は、当該財務諸表におけるすべての期間を IFRS 第 9 号に従って表示しなければならない。この要求は、初度適用企業に特別の困難を生じる可能性がある。IFRS 第 9 号の完成版の一部の局面 (特に減損) の遡及適用は、当該要求事項が最初の IFRS 財務諸表の対象となる報告期間中に実際に適用されていない場合には、事後的判断のリスクのため実務上不可能となるからである。したがって、初度適用企業は、最初の IFRS 財務諸表に IFRS 第 9 号の完成版を適用できない可能性がある。したがって、IASB としては、初度適用企業に対する IFRS 第 9 号の経過措置の再検討を、IFRS 第 9 号のこれらの限定的修正案の再審議と減損プロジェクトが十分に進んだ段階で行い、IFRS の初度適用企業に IFRS 第 9 号を適用するための適切な準備期間を与え、既存の作成者と比較して不利にならないようにすることを意図している。

## 本公開草案の影響の分析

### はじめに

- BC114 以下の各項では、IFRS 第 9 号「金融商品」(2010 年 10 月公表)——以下、IFRS 第 9 号と呼ぶ——の分類及び測定の実務事項に対する本公開草案で提案している修正 (「本提案」) により生じる可能性の高い影響についての IASB の分析を記述している。分析した影響は、IFRS 第 9 号全般ではなく本提案のみに関連するものである。しかし、本提案は IFRS 第 9 号のいくつかの側面を修正するものとなるので、IFRS 第 9 号の実務事項のうちいくつかは、本提案の影響と関連性があるため、この分析に背景説明を与える必要がある場合には議論の対象としている。
- BC115 IASB は、生じる可能性の高い新たな要求事項案の採用コスト及び生じる可能性の高い継続的コスト並びにそれぞれの新しい IFRS の便益を評価し、それに関する知識を共有することを公約している。コストと便益は総称して「影響」と呼ばれる。IASB は、新規又は改訂後の IFRS の提案で生じる可能性の高い影響について、提案の正式な公開及び分析、並びにアウトリーチ活動による関連のある関係者との協議を通じて理解を得る。
- BC116 本提案により生じる可能性の高い影響を評価する際に、IASB は以下の要因を考慮した。

- (a) IFRS を適用する企業の財務諸表において活動がどのように報告されるのか。
- (b) 個々の企業の異なる報告期間の間及び特定の報告期間における異なる企業の間での、財務情報の比較可能性をどのように改善するのか。
- (c) 新たなアプローチが、企業の将来キャッシュ・フローを評価する際の財務情報の有用性をどのように改善するのか。
- (d) より有用な財務報告が、より適切な経済的意思決定にどのようにつながるのか。
- (e) 作成者にとっての遵守コストにどのように影響を生じる可能性があるか（適用開始時及び継続ベースの両方）。
- (f) 財務諸表利用者の分析のために生じる可能性の高いコストがどのように影響を受けるのか（以下のコストが含まれる。データの抽出、データの測定方法の識別、及び、例えば評価モデルに含めるためのデータの修正）。

## IFRS を適用する企業の財務諸表において活動がどのように報告されるのか

### 金融資産の分類のアプローチ

BC117 IFRS 第 9 号の公表後に、IASB の注意を引いたのは、金融資産を償却原価で測定することとなる「回収のために保有する」事業モデルの適用についてさまざまな見解があることであった。このため、IASB は、「回収のための保有する」事業モデルの明確化を提案している（B4.1.9 項から B4.1.9E 項）。

BC118 さらに、IASB は、どのような場合に金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定すべきかについて明確な論拠を提供するために、第 3 の測定区分を IFRS 第 9 号に追加することを提案している。本提案によれば、金融資産が 4.1.2A 項に示した要件に該当する場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する<sup>27</sup>。したがって、本提案は、IFRS 第 9 号の関連する要求事項との組合せで、IAS 第 39 号の金融資産の測定区分に関連する規則主義の分類をなくすことにより、会計上の裁量を除去し、複雑性を低減させる。

### 金融資産の組込要素の分離

BC119 IFRS 第 9 号は、混合金融資産の分離に関する IAS 第 39 号の複雑で規則主義の要求事項の適用をなくしている。IFRS 第 9 号によれば、金融資産は全体としてその特徴のすべてに基づいて会計処理される。これは IAS 第 39 号とは対照的で、IAS 第 39 号では、金融資産の構成部分を別々に分類して測定することができ、そのため、金融資産が単一の金融商品でその特徴のすべてに基づいて全体として決済される場合であっても、金融資産が償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値（売却可能）で測定され、組込要素の一部又は全部が純損益を通じて公正価値で測定されることとなる。

BC120 IFRS 第 9 号では、利息が株式に連動している金融資産は、全体として純損益を通じて公正価値で測定されることになる。株式に連動した利息は、4.1.3 項に記述している元本及び利息の考え方と合致しないからである。しかし、仕組要素を有する金融資産は、必ずしも組込要素により純損益を通じて公正価値で測定されることになるわけではない。例えば、期限前償還又は期限延長の要素や、レバレッジのない金利キャップ及びフロアーを含んだ金融資産は、それらの要素の影響が 4.1.3 項に記述している元本及び利息の

<sup>27</sup> その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分への強制的な分類は、負債性金融商品についてのみであり、IFRS 第 9 号の 5.7.5 項で認めている資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに指定する選択とは異なる。



考え方と合致する場合には、支払が元本及び利息のみであると考えられることができる。その結果、これらは純損益を通じて公正価値で測定する以外の区分に適格となる可能性がある（保有者の事業モデルに応じて）。

- BC121 提案している修正は、金融資産についての分離の再導入はしていない。しかし、B4.1.9項から B4.1.9E 項に記述している提案は、IFRS 第 9 号における現行の「元本及び利息のみ」の考え方を明確にしている。これにより、IFRS 第 9 号の定めの中で支払が元本及び利息のみであると考えられる金融資産の範囲が拡大することになる。

### 分類変更

- BC122 IAS 第 39 号には金融資産の分類変更に関する複雑なルールが含まれていて、さまざまな企業がさまざまな状況で金融資産の分類変更を選択できた。これに対して、IFRS 第 9 号では、金融資産の管理に関する事業モデルが変更された場合に（かつ、その場合のみ）、金融資産の分類変更を要求している。事業モデルの変更は立証可能な事象であり、非常に稀だと予想される。例えば、事業モデルの変更は企業結合により生じる可能性がある。報告企業が新しい事業の取得の後に金融資産を管理する方法を変更する場合においてである。

- BC123 本提案では、IFRS 第 9 号における分類変更の考え方を拡張して、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産にも適用することとしている。

### 金融負債の分類及び測定のアプローチの主要な変更点

- BC124 IFRS 第 9 号は、金融負債の分類及び測定に関する IAS 第 39 号の要求事項のほとんど全部を、特定の組込デリバティブの分離も含めて、引き継いでいる。その結果、大部分の金融負債（デリバティブ及び企業が公正価値オプションで指定した金融負債を除く）は、引き続き償却原価で測定されることになる。

- BC125 金融負債に関して IASB が対処するよう要望された主要な懸念事項は、いわゆる「自己の信用」問題であり、金融負債の信用リスクの変動により利得又は損失が純損益において生じるというものであった。財務諸表利用者は、IASB に、こうした利得又は損失を純損益に認識することは有用な情報をもたらさないと述べた。分離の要求事項を維持した結果、一般に、公正価値で測定する非デリバティブ金融負債のうち自己の信用に係る利得又は損失を生じるのは、公正価値オプションにより純損益を通じて公正価値で測定するものに指定されたものだけであった。IFRS 第 9 号は、企業自身の信用リスクの変動の影響をその他の包括利益に表示することを要求することにより、この懸念に対処している<sup>28</sup>。この変更は、企業が、自己の信用リスクが悪化する場合は利得、改善する場合の損失を、純損益にもはや認識しないことを意味する。

- BC126 本提案により、自己の信用の要求事項に対するこれらの変更がそうしない場合よりも早く利用可能となる。早期適用に対するこれらの変更（BC127 項から BC128 項）を除いて、本提案は、金融負債の分類及び測定のアプローチを変更していない。

### 早期適用

- BC127 金融危機の間に重大な問題に対処し、財務報告の改善をより迅速に利用可能とするために、IASB は、IAS 第 39 号を段階的に置き換えることを決定し、IFRS 第 9 号の一部のフェーズだけを早期適用する選択肢を企業に認めることとした（ただし、後のフェーズを適用する場合には、その前のフェーズも適用することを要求した）。したがって、企

<sup>28</sup> これは、この取扱いにより純損益において会計上のミスマッチが発生するか又は拡大する場合を除いて適用され、その例外となる場合には、公正価値のすべての変動が純損益に表示される。

業には次のいずれかを適用する選択肢がある。金融資産に関する要求事項（IFRS 第 9 号（2009 年））のみ、金融資産及び金融負債に関する要求事項（IFRS 第 9 号（2010 年））、又は、第 6 章ヘッジ会計 [案] の完成後には、金融資産、金融負債及びヘッジ会計に関する要求事項である。しかし、本公開草案では、IASB は、IFRS 第 9 号の完成版の公表後は、その後に IFRS 第 9 号の早期適用を選択する企業は、IFRS 第 9 号の完成版（すなわち、分類及び測定、減損並びにヘッジ会計のすべて）を適用するか、又は自己の信用の要求事項のみを適用するかのいずれかとしなければならないと提案している。

BC128 これは、IFRS 第 9 号の完成版の公表後で強制発効日前の期間には、新たに早期適用できる金融商品の会計処理の組合せが少なくなることを意味する。IFRS 第 9 号の強制発効日まで、IFRS 第 9 号の過去の版をすでに適用した以外の企業は、IAS 第 39 号をそのまま適用し続けるか、IAS 第 39 号を自己の信用の要求事項とともに適用する（BC125 項に記述したように）か、又は IFRS 第 9 号の完全版を適用するかのいずれかとなる。

### 財務情報の比較可能性

BC129 ハイレベルでは、分類及び測定は、IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号の双方で、金融商品の類似した側面の考慮を要求している。金融商品の契約上のキャッシュ・フローの特性と、金融商品がどのように管理されているのかである。しかし、IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号は、金融商品のこうした側面に非常に異なった方法でアプローチしている。IAS 第 39 号は複雑で規則主義であり、金融資産の分類については、個々の金融資産に関しての企業の意図に重点を置いていた。IAS 第 39 号は自由選択の要素も含んでいた。以下の各項目で述べるように、IFRS 第 9 号とこれらの提案は、会計上の選択がより少ない体系的な分類を要求している。したがって、個別の企業の報告期間の間での相違や、特定の報告期間における企業間の相違は、会計上の選択に影響されたものであるよりも、背景となる経済的実質の相違を反映することが多くなるであろう。

### 事業モデルの評価

BC130 IAS 第 39 号と対照的に、IFRS 第 9 号における事業モデルの評価は、金融資産がどのように管理されているのかによって決定される。これは個々の金融商品についての意図の問題ではなく、より高いレベルの集合体での客観的な証拠の評価を基礎とする。その結果、その評価は事実の問題であり、現在の IAS 第 39 号を適用する場合に利用可能な選択肢よりも、会計上の選択が少なくなる。

BC131 本提案は、異なる企業が IFRS 第 9 号のガイダンスを適用して金融資産を分類し測定する方法の首尾一貫性を高めることにより、比較可能性を向上させることになる。本提案は、金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有されていて、したがって償却原価で測定すべきもの（契約上のキャッシュ・フローに応じて）であるのかどうかを評価するためのガイダンスを拡充している。さらに、本提案は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分を IFRS 第 9 号に追加している。IASB には、この測定区分の追加により償却原価で測定する区分の適用も改善されるといういくつかの予備的見解が寄せられている。さらに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分により、一部の事業モデルを財務諸表により適切に反映できるようになる。これにより企業間の比較可能性が向上する。同様の方法で管理されている経済的に類似した金融商品が同じ方法で会計処理されることになるからである。財務報告の相違は、基礎となる経済的実質の相違を反映することが多くなるであろう。

### 分類変更

BC132 IAS 第 39 号は、稀な状況において企業の裁量による分類変更を認めていた。財務諸表

利用者は、こうした分類変更は財務報告の比較可能性と有用性を低下させていると一貫してコメントしてきた。これに対して、IFRS 第 9 号では、事業モデルの変更があった場合に（かつ、その場合にのみ）分類変更を強制としている。この分類変更の要求事項は、企業が一般的に金融資産を長期にわたり整合的に会計処理することになるので、比較可能性を向上させることになる。例外となるのは、企業の事業モデルが変更される稀な状況であり、その場合、要求された分類変更は、金融資産が管理されている方法と整合的に会計処理され続けることになるので、やはり比較可能性を強化するものとなる。

### 早期適用

BC133 本提案は、IFRS 第 9 号の要求事項の一部のみを早期適用するという IFRS 第 9 号における選択肢を削除することになる（BC127 項から BC128 項）。その代わりに、IFRS 第 9 号の完成後には、企業は IAS 第 39 号をそのまま適用し続けるか、IAS 第 39 号を自己の信用に係る利得及び損失の表示とともに適用するか、又は IFRS 第 9 号の完全版を適用するかのいずれかとなる。この決定は、利用可能な IFRS 第 9 号の版を少なくすることにより財務諸表利用者にとっての比較可能性を高めるために行ったものである。

### FASB とのコンバージェンス

BC134 本提案の公表に至った限定的範囲のプロジェクトに取り組んだ理由の 1 つは、IFRS 第 9 号を FASB が開発中の分類及び測定のアプローチとより密接に合致させるためであった。

BC135 FASB と IASB は、償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分について共通の文言に合意し、純損益を通じて公正価値で測定する区分は両審議会のモデルにおいて残余の測定区分を表すものとなっている。両審議会がこれらの測定区分を記述するための適用指針は多少異なる可能性があるが、これらの事業モデルについての目的を共通としたこと及び金融資産について第 3 の測定区分を導入したことにより、IFRS 第 9 号と FASB の暫定的モデルとの間の合致がより密接となる。これは、IFRS に従って作成された財務諸表と US GAAP に従って作成された財務諸表との間の比較可能性を向上させることになるので、財務諸表利用者にとって便益となるであろう。

## 企業の将来キャッシュ・フローを評価する上での財務情報の有用性

### 金融資産

BC136 IFRS 第 9 号の結論の根拠において、IASB は、財務諸表利用者の一部がすべての金融資産について単一の測定方法、すなわち、公正価値を支持していることを認識していた。しかし、IASB は引き続き、償却原価と公正価値の両方が、特定の状況における特定の種類の金融資産について、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供できると考えている。IFRS 第 9 号とこれらの提案の両方の公表の際に、IASB は公正価値測定の使用を増加させる意図も減少させる意図もなかった。むしろ、具体的な測定属性に基づく情報が適切な場合に提供されるようにすることを目指していた。IASB は、金融資産についてのその測定属性及び純損益への影響が、(a) 金融資産の管理に関する事業モデルと (b) 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方と合致していれば、財務報告は企業の将来キャッシュ・フローの時期、金額及び不確実性に関する目的適合性のある情報を提供することになると判断した。例えば、預金による資金調達と担保付の融資を伴う伝統的な銀行事業において保有される金融資産は、通常は償却原価測定に適格となるであろう。

### 事業モデル

BC137 金融資産の管理に関する事業モデルにより、金融資産のキャッシュ・フローが実現されるのが、契約上のキャッシュ・フローの回収を通じてなのか、当該金融商品の売却を通じてなのか、その両方なのか決定される。したがって、事業モデルは、企業の将来キ

キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価する上で有用な情報を提供する。

- BC138 企業の事業モデルの目的が、契約上のキャッシュ・フローを回収することである場合には、(契約上のキャッシュ・フローの特性に応じて) 財政状態計算書及び純損益の両方での償却原価測定が、将来キャッシュ・フローに関する情報を提供する。しかし、事業モデルの目的が金融資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することである場合には、公正価値測定の方が、財政状態計算書及び純損益の両方で将来キャッシュ・フローに関する目的適合性の高い情報を提供する。
- BC139 本提案は、金融資産を償却原価で測定することとなる(契約上のキャッシュ・フローの特性に応じて)「回収のために保有する」事業モデルについての適用指針を明確にするものとなる。この明確化により、財務情報の質と、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価する上での有用性が向上する。これは、償却原価測定を本当に契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有されている金融資産についてのみ行う結果となることによる。
- BC140 財務情報の有用性は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分を IFRS 第 9 号に導入する提案により、さらに改善される。5.7.1A 項でさらに詳細に記述しているように、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分は、財政状態計算書では公正価値の帳簿価額となる一方で、純損益に対する影響は、当該金融資産を償却原価で測定したのと同じになる。これはこうした事業モデルについては適切と考えられる。目的を持って保有と売却の両方の活動が行われており、償却原価と公正価値の両方の情報が財務諸表に対して目的適合性のあるものとなっているからである。このその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分を IFRS 第 9 号に追加することにより、一部には、分類及び測定のアプローチが依然として IAS 第 39 号に対する改善となるのかどうかを疑問視している人々がいる。しかし、IAS 第 39 号における売却可能の測定区分とは対照的に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することとなる明確な事業モデルがある。これにより、企業は金融資産を管理している方法をより適切に反映することができ、そうした事業モデルについて提供される情報の、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価する上での有用性が向上することになる。

#### 契約上のキャッシュ・フローの特性

- BC141 IFRS 第 9 号の公表以来、IASB には、特定の金融商品の契約上のキャッシュ・フローの特性をどのように評価すべきかについての質問が寄せられている。特に、B4.1.9 項から B4.1.9E 項に記述しているレバレッジ又は金利のミスマッチの要素を含んだ金融資産についてである。例えば、一部の人々は、比較的単純な変動金利のローンに、貨幣の時間価値の概念と統合的な計算を通じて金利の変動可能性を限定する金利平準化の要素がある場合に、純損益を通じて公正価値で測定しなければならないのかどうかを質問した。
- BC142 その結果として、IASB は、元本と利息との間の関係がレバレッジ又は金利のミスマッチにより改変されている場合には、その改変の影響を、キャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみであるのかどうかを判定する際に考慮すべきだと提案している。これまでに寄せられたフィードバックが示しているところでは、この提案している明確化により、一部の金融資産が IFRS 第 9 号における契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に合致することとなる。したがって、この明確化により、元本及び利息の経済的概念と IFRS 第 9 号の関連する要件とがより適切に合致することになる。例えば、前項に記述した単純な変動金利のローンは、契約上のキャッシュ・フローが経済的に元本及び利息であるため、償却原価で測定できる。

- BC143 明確化の質問に加えて、IFRS 第 9 号の公表後に、一部の利害関係者は、金融資産についての分離を再び導入すべきだと提案した。これは 1 つには、一部の金融資産が、IAS 第 39 号ではデリバティブ部分だけが純損益を通じて公正価値で測定されることとなっていたのに、全体として純損益を通じて公正価値で測定されることになるという懸念によるものであった。IASB の考えでは、ある程度、元本及び利息の要件の明確化により、一部の金融資産についてはその懸念に対処することになる。組込要素の存在はあるものの、これらの金融資産のキャッシュ・フローは、経済的には元本及び利息である可能性があるからである。しかし、他の金融資産（例えば、契約上のキャッシュ・フローが、コモディティ価格などの、元本にも利息にも関連のない基礎数値に連動している場合）については、本提案は IFRS 第 9 号における要求事項を変更しないことになる。IFRS 第 9 号の BC4.83 項から BC4.89 項及び本公開草案の BC70 項から BC72 項でさらに詳細に述べている理由により、IASB は、金融資産を分離せずに全体として分類する方が、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価する上で有用な財務情報をもたらすことになると考えている。
- BC144 将来キャッシュ・フローを評価する上でより有用な情報を提供することに加えて、分離の廃止により、金融資産について財務諸表利用者に提供される情報が単純化される。金融資産を分離する場合、当該金融資産の各構成要素が異なる方法で測定され、財務諸表の異なる場所に表示される可能性もある。したがって、金融資産の決済は契約条件のすべてを考慮するが、決済が生じるまでは当該金融資産の全体を理解する方法がなかった。

## 金融負債

- BC145 IFRS 第 9 号において、IASB が金融負債の分類及び測定に加えた変更は、金融資産よりも少なかった。財務諸表利用者等から寄せられた意見は、多くの金融負債については、償却原価が最も適切な測定属性であると述べていた。発行者が通常の事業の過程で（すなわち、継続企業ベースで）契約金額を支払うという法的債務を反映し、多くの場合、発行者は満期まで負債を保有して契約金額を支払うことを予定しているからである。
- BC146 しかし、負債に仕組要素（例えば、組込デリバティブ）がある場合には、キャッシュ・フローの変動可能性が非常に高くなる可能性があるため、償却原価は適用と理解が困難である。したがって、IASB は、金融負債については IAS 第 39 号における分離の要求事項を維持することを決定した。IASB に寄せられた意見が示していたのは、IAS 第 39 号における分離のアプローチは、金融負債については一般的にはうまく機能しており、新たな分離のアプローチ（BC63 項から BC69 項に記述した、元本及び利息に基づく分離の手法など）は、IAS 第 39 号におけるアプローチと同じ分類及び測定の結果となる可能性が高いということである。
- BC147 しかし、寄せられた意見は次のことを述べており、IASB も同意した。それは、負債の信用リスクの変動の影響は、当該負債を売買目的で保有している場合を除いて、純損益に影響させるべきではないということである。企業は一般的に、負債を売買目的で保有している場合を除いて、負債の信用リスクの変動の影響を実現することはないからである。IASB の決定（BC96 項から BC106 項に記述した金融負債についての自己の信用の要求事項を含めて）により、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価する上でより有用な情報が金融負債について報告されることになる。
- BC148 現在、IFRS 第 9 号によれば、自己の信用の要求事項を適用するためには、企業は金融資産についての IFRS 第 9 号の要求事項も適用しなければならない。しかし、IASB が金融資産についての分類及び測定の要求事項の限定的修正を検討することを決定した結果として、金融資産についての要求事項をまだ適用していない企業が、限定的修正の

公表前に当該要求事項の適用を検討する可能性は低い。本提案により、企業が自己の信用の要求事項のみを早期適用し、その他の点では IAS 第 39 号に従った金融商品の会計処理を継続することが可能となり、それにより財務諸表の作成者と利用者が同様に要望していた自己の信用リスクの変動に係る利得又は損失についての財務報告の改善から企業が便益を得ることが可能となる。

## 改善された財務報告による、より適切な経済的意思決定

BC149 IFRS 第 9 号及び本公開草案の結論の根拠により詳細に記述しているとおり、IASB は、本提案は、IFRS 第 9 号における関連する要求事項との組合せで、IASB の「概念フレームワーク」の第 3 章で述べている有用な財務情報の基本的な質的特性を満たしていると考えている。すなわち、次のようなものとなる。

- (a) 企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価する上で、IAS 第 39 号に従って報告される情報よりも有用で (BC136 項から BC148 項)、したがって目的適合性が高く適時な情報を提供する。
- (b) 会計上の選択肢を減らし、経済的実質と整合的な分類を要求する (BC117 項から BC128 項)。したがって、財務報告が、IAS 第 39 号に従った財務報告よりも忠実な表現となる。また、より完全性及び中立性が高く、経済的実質の裏付けのあるものとなり、これは財務報告を誤謬がなく検証可能なものとするのに役立つ。

さらに、本提案は、IFRS 第 9 号における関連する要求事項との組合せで、IAS 第 39 号に比べて財務情報の比較可能性 (BC129 項から BC135 項) と理解可能性 (BC117 項から BC128 項) を高めることに留意している。

BC150 本提案が、IFRS 第 9 号における関連する要求事項との組合せで、財務報告を改善するものとなるのかどうかを評価するにあたり、IASB は、一部の利害関係者から指摘された懸念事項 (特に金融資産に関するもの) も考慮した。一部の人々は、IFRS 第 9 号における関連する要求事項との組合せで、本提案は、IAS 第 39 号における要求事項に比べて、より多くの金融資産を公正価値で報告する結果となると考えており、このことから次の理由のいずれかにより懸念を感じている。

- (a) 公正価値は、市場が相対的に安定している時期においては目的適合性があるかもしれないが、市場が相対的に不安定な時期には、目的適合性と信頼性を欠く。
- (b) 公正価値の報告は、プロクシカリティ (景気循環増幅性) につながる。すなわち、経済又は金融の変動を増幅する。公正価値の変動に対応して、企業は、通常とは異なる量の金融資産の売却が必要となったり、売却を選択したりする場合があります。企業は、将来キャッシュ・フローの現在価値について、公正価値又は市場価格が示すのとは異なる見積りをしている場合がある (将来キャッシュ・フローについての企業の見積りよりも低い公正価値の金額が、特に懸念事項となる)。
- (c) 多くの規制上の枠組みの目的は、財務諸表利用者に有用な情報を提供することよりも、経済の安定を促進することであるが、それでも規制上の報告では IFRS に従って報告される金額の一部を使用している。このため、IFRS の報告は規制対象企業への影響を有する。例えば、規制対象企業 (特に銀行) は、規制上の報告でリスクの増大に直面している可能性があることが示された場合には、資本準備を増加させるよう要求されることが多い。一部の金融資産の公正価値の低下と減損損失の増加は、ともに資本準備を増加させる要求の契機となる。この要求を満たすために、規制対象企業は、景気下降期に貸出しを減少させる場合があります、これ

は景気下降をさらに加速する可能性がある。

- BC151 一部の人は、公正価値の情報は、市場が相対的に不安定な時期にはすべての金融商品について目的適合性が低いと考えている。他の人は、IASB を含めて、公正価値がすべての金融商品について等しく目的適合性があるわけではないことに同意するが、公正価値は一部の金融商品についてはすべての市場状況において目的適合性があると考えている。したがって、IASB は、金融商品の分類及び測定の新しいアプローチは、景気循環の全体を通じて、より適切な経済的意思決定につながる目的適合性のある情報を提供するものになると考えている。
- BC152 IASB は、公正価値で測定される金融商品の数を増加させる意図も減少させる意図もなかった。公正価値の使用は、金融負債については IFRS 第 9 号でも IAS 第 39 号と比べて基本的には変わっておらず（実際には、公正価値変動の一部が純損益ではなくその他の包括利益に認識されるようになる）、本提案はこの事実を変えるものではない。さらに、金融資産は、契約上のキャッシュ・フローの特性や企業の事業モデルにより目的適合的である場合のみ、公正価値で測定される。企業と、その具体的な金融資産及び金融資産の管理方法によっては、実際には IAS 第 39 号の場合よりも公正価値で測定する金融資産が少なくなる可能性もある。例えば、IAS 第 39 号における償却原価測定についての規則主義の要件により、活発な市場での相場価格がある負債証券は、たとえ契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を管理する事業モデルの中で保有されている場合であっても、通常は公正価値で測定されている。こうした金融資産は、IFRS 第 9 号によれば償却原価で測定される可能性があり、これは本提案でも変わらない。
- BC153 IASB は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分が、一部の規制対象銀行に影響を与える可能性があることを認識した。バーゼルⅢの規制の枠組みが、その他の包括利益に認識された公正価値利得又は損失についての「規制フィルター」を廃止しているためである<sup>29</sup>。したがって、この規制の変更が維持される場合、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値変動が、規制上の資本に直接の影響を与えることとなる。しかし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の追加が、規制上の資本に不利な影響を与える可能性があるのは、当該金融資産がそうでなければ償却原価で測定されていたであろう場合のみである。これらの提案において、IASB は契約上のキャッシュ・フローの評価を明確化しており、これにより IFRS 第 9 号に比べて償却原価で測定する区分の使用が増加する可能性もある。ただし、本提案は、償却原価測定（契約上のキャッシュ・フローの特性に応じて）につながる「回収のために保有する」事業モデルの意味も明確化しており、これにより、償却原価で測定されると企業が予想していた金融資産の一部が、償却原価で測定されなくなる可能性がある。
- BC154 財務報告の目的は、より適切な経済的意思決定を可能にするために有用で透明性のある情報を提供することであるべきである。IASB は、有用な情報を提供するという目的は、経済の安定という目的と矛盾するものではないことに留意している。むしろ、IASB は、透明性は長期的な安定性の維持に不可欠であると考えている。

## 作成者の遵守コストに生じる可能性の高い影響（当初認識時及び継続ベースの両方）

<sup>29</sup> バーゼル銀行監督委員会が公表した「より強靱な銀行及び銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（「バーゼルⅢ」）の脚注 10 は次のように述べている。「貸借対照表に認識された未実現の利得又は損失を普通株等 Tier 1 から除くという調整 [「規制フィルター」] はない。（中略）当委員会は、会計の枠組みの進展を考慮しつつ、未実現の利得の適切な取扱いを引き続き検討する」。一方、バーゼルⅡには規制フィルターが含まれていた。

- BC155 IFRS 第 9 号の適用開始により多額のコストが必要となる可能性があるが、IASB は、IAS 第 39 号の適用と比較して継続ベースでの多額の増分コストが作成者に発生するとは予想していない。IASB は、IAS 第 39 号との比較で IFRS 第 9 号の適用の継続的コストを緩和する以下の要因に留意している。
- (a) 企業の事業モデルが、個々の金融商品のレベルよりも集約されたベースで決定され、これは事実の問題であり、企業の管理方法及び経営者への情報の提供方法により観察できる。
  - (b) 契約上のキャッシュ・フローをすべての事業モデルにおいて分析する必要はない（すなわち、資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とする事業モデル又は契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理する事業モデルの中で保有されていない場合）。
  - (c) IAS 第 39 号にすでに企業が金融商品の契約条件を商品ごとに評価するという要求がある。
- BC156 さらに、IASB は、分離及び償却原価で測定する金融資産についてのテインティングの廃止により、また、減損方法を単一にすることにより、金融資産についての分類及び測定の要求事項への準拠が簡素化されることに留意している。
- BC157 金融負債については、分類及び測定モデルは IAS 第 39 号から大きく変わってはいない。ただし、公正価値オプションで純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債についての自己の信用の要求事項（BC124 項から BC126 項）を除く。企業はすでに自己の信用リスクの変動について認識した利得又は損失の開示を要求されているので、金融負債について作成者にとっての増分コストはないはずである。
- BC158 前の各項で述べた理由により、IASB は、本公開草案の結論の根拠に記述した財務報告の改善の便益は、本提案（IFRS 第 9 号の関連する要求事項との組合せで）の導入及び適用のコストを正当化するものであると考えている。

### 財務諸表利用者の分析コストに生じる可能性の高い影響

- BC159 本提案（IFRS 第 9 号の関連する要求事項との組合せで）による財務報告の改善により生じる可能性の高い便益は、財務諸表利用者にとっての分析コストを上回ると期待される。ただし、便益の程度は現行の実務に左右されるであろう。
- BC160 IAS 第 39 号における複雑性の一部が除去され、したがって、財務諸表利用者が金融商品についての財務報告情報を理解し利用することが容易となる。さらに、一部の財務諸表利用者は公正価値を金融資産の主要な測定属性として支持しているが、集団としての財務諸表利用者は、償却原価の情報と公正価値の情報の両方が、特定の状況において有用であると一貫してコメントしてきた。IASB は、本提案を、IFRS 第 9 号の関連する要求事項との組合せで、企業の将来キャッシュ・フローの予測に有用な情報を提供するために開発した。また、既存の開示及び提案している開示により、追加的な情報が提供され、それにより、財務諸表利用者が、金融商品がどのように分類され測定されているのかを容易に理解し、開示からの補足情報を自身のモデルにおいて望みどおりに使用すること（例えば、償却原価で測定する金融商品の公正価値や、分類変更した金融資産の帳簿価額）が可能となるであろう。



## 公開草案に対する代替的見解

### クーパー氏とエングストローム氏の代替的見解

- AV1 クーパー氏とエングストローム氏は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分を導入する提案に反対であるため、本公開草案の公表に反対票を投じた。彼らは次のように考えている。
- (a) この提案は、金融商品の報告の複雑性を不必要に増大させることになる。
  - (b) 純損益を通じて公正価値ではなくその他の包括利益を通じて公正価値で測定することを正当化する、想定されている異なる事業モデルが不明確であり、実務の不統一につながるるとともに、会計処理の相違を正当化するには不十分である。
  - (c) 財務諸表における保険契約の忠実な表現には、保険負債に対応する（一部の）資産についてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分は必要ない。
- AV2 クーパー氏とエングストローム氏は、現行の IFRS 第 9 号の償却原価又は純損益を通じて公正価値のいずれかという分類を維持すべきだと考えている。ただし、彼らは「回収のために保有する」事業モデルの明確化と、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価の修正案については支持している。

### 望ましくなく不必要な複雑性の増大

- AV3 IASB が IAS 第 39 号を IFRS 第 9 号に置き換える主たる目的の 1 つは、金融商品の会計処理の複雑性を低減することである。その重要な要素は、金融商品の測定区分の数と、IAS 第 39 号におけるさらに多数の異なる測定及び表示の方法を減らすことである。この目的は広く支持されており、クーパー氏とエングストローム氏は、これが現行の IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項では達成されていると考えている。彼らの考えでは、本公開草案における提案は、報告におけるこの改善の重要な一部を逆戻りさせることになる。
- AV4 クーパー氏とエングストローム氏は、償却原価が報告のための最も適切な基礎と判断される場合には、これを財務諸表全体で一貫して適用すべきだと考えている。同様に、公正価値の方が目的適合性の高い情報を提供するのであれば、公正価値を一貫して適用すべきである。彼らの考えでは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分は、償却原価と公正価値測定との混乱を招く混合物であり、財務諸表がより複雑になり理解が容易でなくなる。彼らは、多くの場合に、公正価値は、償却原価で適切に報告されている資産についての重要な追加的情報であることを認めるが、これは、注記において補足的情報として提供すべきだと考えている。ただし、目立つような明瞭な開示とする。

### 「契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で管理」は区分可能な事業モデルではない

- AV5 修正案は次のような主張を基礎としている。適格な負債性金融商品を、その他の包括利益を通じて公正価値又は純損益を通じて公正価値の一方を用いて会計処理することを正当化する別々の事業モデルがあり、これらの異なる事業モデルは、当該事業の管理方法及び業績を企業の経営幹部が評価する方法によって観察できる、というものである。クーパー氏とエングストローム氏の考えでは、負債性金融商品を「回収のために保有する」以外の事業モデルで保有する理由には大きな幅があり得るが、別々の事業モデルを識別

することは可能ではなく、これらの理由は異なる会計処理を正当化するものではない。例えば、機会主義的な売却と再投資を通じてリターンを最大化する目的で資産を管理することが、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的のための管理の例示として示されている（B4.1.4B 項、例 1 参照）。しかし、資産の管理と業績評価が「公正価値ベース」で行われ、契約上のキャッシュ・フローの回収が「付随的」なものである場合には、本提案では純損益を通じて公正価値の使用を要求している（B4.1.6 項参照）。クーパー氏とエングストローム氏の考えでは、リターンを最大化するための管理と公正価値ベースの管理は、相違のない区別であり、非常に異なる会計処理の有効な正当化ではない。その他の包括利益を通じて公正価値又は純損益を通じて公正価値での測定的一方を正当化する事業モデルを区別する際の困難を考えると、クーパー氏とエングストローム氏は、これらの会計処理方法がどのように適用されるのかについて実務の不統一の重大なリスクがあると考えている。

- AV6 クーパー氏とエングストローム氏は、異なる事業モデルの区別は主観的であることを認めるが、それでも、金利マージンの稼得が主たる目的で、資産の売却を通じての公正価値変動の実現が業績評価における重要な要因ではない、別個の「回収のために保有する」事業モデルを識別することは可能と考えている。これと対照的に、彼らの考えでは、「回収のために保有する」モデル以外の事業モデルを区別することは可能ではなく、他のすべての場合には、適切な会計処理は、純損益を通じて公正価値であると考えている。
- AV7 クーパー氏とエングストローム氏は、公正価値が本当に最も適切な測定基礎である場合には、公正価値変動の全部が全体的な業績の評価において目的適合性があり、純損益に表示すべきだと考えている。例えば、負債性金融商品をリターンを最大化する目的で管理している場合に、償却原価ベースの金利収益と実現した価値変動のみを純損益に表示するのは、この経済活動の忠実な表現とはならない。さらに、その他の包括利益を通じて公正価値の使用は、単に資産の選択的な売却を通じて純損益を管理する大幅な自由を企業に認めるものである（ただし、クーパー氏とエングストローム氏は、こうした売却による利得及び損失が目立つように開示されることは承知している）。クーパー氏とエングストローム氏は、公正価値で測定する資産については、すべての公正価値変動を純損益で報告すべきだと考えており、IFRS 第 9 号に従って、企業は、業績に関する目的適合性のある情報の提供に役立つのであれば、公正価値利得又は損失を分解して、特定の内訳（利回りなど）を強調することができると考えている。

### その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分は、保険会計の改善の達成に必要な

- AV8 本提案では、IASB がその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の導入を提案するに至った考慮事項の 1 つは、現在の IASB の保険契約プロジェクトとの相互関係であると述べている。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分を導入するという IASB の暫定決定は、割引率の変動により生じる保険契約負債の変動の一部をその他の包括利益に認識することを要求するという暫定決定と同じ会議で行われ、それに関連していた。保険の提案はまだ再公開されていないが、本公開草案における提案と保険契約についての暫定決定との相互関係により、クーパー氏とエングストローム氏は、コメント提出者は、本公開草案の提案にコメントする際に、保険契約にその他の包括利益を用いることの目的適合性を検討すべきだと考えている。
- AV9 クーパー氏とエングストローム氏の考えでは、IASB が一部の保険契約について割引率の変動に起因する利得及び損失をその他の包括利益に認識すべきだと暫定的に結論を下した理由は、金利の変動により生じるボラティリティが純損益に影響を与えないようにし、保険引受の業績を市場変動の影響と区別できるようにすることである。このアプロ

一企業が会計上のミスマッチを生じるのを避けるためには、当該保険負債に対応する資産の公正価値の変動をその他の包括利益に認識することが必要となる。これは、本公開草案の提案において部分的に達成されるように見える。保険負債に対応する資産の多く（しかし全部ではない）はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する要件に該当するからである。資産及び負債の変動（利息の計上及び減損により生じたもの以外）をその他の包括利益で報告することで、市場変動の影響をうまく分離し、その他の包括利益の中で投資のミスマッチ（デュレーションを含む）の影響を明らかにすることになるという主張もあるかもしれない。しかし、クーパー氏とエングストローム氏は、これが当てはまるとは考えていない。

- AV10 保険負債に対応して保有される負債性金融商品のデュレーションが当該負債と同じで、両方が満期まで保有されるのであれば、両方の価値の変動をその他の包括利益に報告することは問題とはならないであろう（利得と損失が正確に相殺されるのでおそらく無用でもあるが）。しかし、クーパー氏とエングストローム氏の意見では、すべての状況（資産が満期前に売却される場合や、資産と負債の間にデュレーションの不一致がある場合など）で、純損益とその他の包括利益で別々に報告される全体的な金額がほとんど意味を持たなくなる。包括利益には意味があるであろうが、これによる純損益とその他の包括利益との間の分解には意味がない。また、保険負債の割引率の変動にその他の包括利益を使用すると、当該保険負債に対応する資産がその他の包括利益を通じて公正価値で測定する要件を満たさない場合は、会計上のミスマッチが生じることになる。
- AV11 クーパー氏とエングストローム氏の考えでは、保険契約についてのその他の包括利益の使用と、保険負債に対応する（一部の）資産についてのその他の包括利益を通じて公正価値での測定との組合せは、不必要な複雑性、保険会計の透明性の欠如、資産の選択的な実現を通じた利益操作の機会につながることになり、この活動に従事する企業の業績の忠実な表現とはならない。したがって、彼らの考えでは、IFRS 第 9 号におけるその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の導入と、保険契約負債の特定の変動についてのその他の包括利益の使用との組合せは、保険契約基準の導入により保険契約の発行に従事する企業の財務報告の質に生じる可能性のある改善を妨げるものとなる。
- AV12 クーパー氏とエングストローム氏の考えでは、保険契約の適切な会計処理は、保険負債のすべての変動を純損益で報告することであり、したがって、現行の IFRS 第 9 号での関連する資産の処理を維持すべきである（現行の処理では、純損益を通じて公正価値の使用が多くなる可能性が高い。当該資産はそのように測定するよう要求されるか、又は当該資産を償却原価で測定する場合に生じる会計上のミスマッチに対処するため公正価値オプションによりそのように指定されるからである）。ただし、こうした企業の利益の源泉の明確な識別を可能にするため利得又は損失の適切な分解をすべきである。

### 金融商品の会計処理のコンバージェンス

- AV13 エングストローム氏は、IFRS と US GAAP で金融商品基準のコンバージェンスをするという願望を支持している。しかし、エングストローム氏は、金融商品の会計処理のコンバージェンスは達成に困難が多く、相殺、ヘッジ会計及び減損に関する最近及び現在のプロジェクトは、コンバージェンスしたアプローチに至っていないと指摘している。エングストローム氏の考えでは、FASB の金融商品に関する最終提案公表後に本公開草案を公表することで、コメント提出者が両者の提案を同時に検討できるようにすべきである。エングストローム氏は、これは IFRS 第 9 号の限定的修正の提案の完成を遅らせることになるのを承知しているが、そうした遅延は、この重要な領域におけるコンバージェンスを促進することになるため、正当化されると考えている。

## [案] IFRS 第9号「金融商品」(2010年)の設例の修正

IFRS 第9号(2010年)のIE6項の金融資産の表を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。IE6項は参考のために記載しただけで、変更は提案していない。

### IAS 第39号からIFRS 第9号への移行に関する開示

IE6 次の例示は、IFRS 第9号の適用開始日においてIFRS 第7号の第44S項から第44W項の定量的開示の要求事項を満たす1つの考え得る方法の例である。しかし、この例示は、本基準の開示要求を適用するすべての考え得る方法を扱っているわけではない。

#### 2015年1月1日のIAS 第39号からIFRS 第9号への財政状態計算書残高の調整

| 金融資産 | (i)        | (ii) | (iii) | (iv)=(i)+(ii)<br>+(iii) | (v)=(iii)  |
|------|------------|------|-------|-------------------------|------------|
|      | IAS 第39号   | 分類変更 | 再測定   | IFRS 第9号                | 2015年1月1   |
|      | 帳簿価額       |      |       | 帳簿価額                    | 日における利     |
|      | 2014年      |      |       | 2015年                   | 益剰余金への     |
|      | 12月31日 (1) |      |       | 1月1日                    | 影響 (2)、(3) |

測定区分:

純損益を通じて公正価値

加算:

売却可能 (IAS 39) から

(a)

(c)

償却原価 (IAS 39) から

—所要の分類変更

(b)

償却原価 (IAS 39) から

—2015年1月1日に選択した

公正価値オプション

減算:

償却原価 (IFRS 9) へ

その他の包括利益を通じて

公正価値へ—負債性金融商

品 (IFRS 9)

その他の包括利益を通じて

公正価値へ—資本性金融商

品 (IFRS 9)

**純損益を通じて公正価値へ**

**の変更の合計**

**その他の包括利益を通じて**

**公正価値**

加算—負債性金融商品:

売却可能 (IAS 39) から

(g)

償却原価 (IAS 39) から

(h)

純損益を通じて公正価値

(IAS 39) から—分類要件に

基づく所要の分類変更

(i)

(続き)

## 2015年1月1日の IAS 第39号から IFRS 第9号への財政状態計算書残高の調整

| 金融資産   | (i)                                     | (ii) | (iii) | (iv)=(i)+(ii)<br>+(iii)           | (v)=(iii)                                  |
|--|---|------|-------|-----------------------------------|--|
|  | IAS 第39号<br>帳簿価額<br>2014年<br>12月31日 (1) | 分類変更 | 再測定   | IFRS 第9号<br>帳簿価額<br>2015年<br>1月1日 | 2015年1月1<br>日における利<br>益剰余金への<br>影響 (2)、(3) |
| <u>純損益を通じて公正価値<br/>(IAS 39に基づく公正価値<br/>オプション) から—2015年1<br/>月1日現在で公正価値オプシ<br/>ョンの要件に該当せず</u>                             |   |      |       |                                   | (j)  |
| <u>純損益を通じて公正価値<br/>(IAS 39) から—選択により<br/>2015年1月1日に取り消した<br/>公正価値オプション</u>   |   |      |       |                                   | (k)  |
| 加算—資本性金融商品：<br>「純損益を通じて公正価値」<br>(IAS 39に基づく公正価値<br>オプション) から—2015年1<br>月1日に選択したその他の包<br>括利益を通じて公正価値<br>取得原価から (IAS 39)   |   |      |       |                                   |  |
| 減算—負債性金融商品<br>及び資本性金融商品：<br>売却可能 (IAS 39) から純損<br>益を通じて公正価値 (IFRS<br>9) へ— <u>分類要件に基づく所<br/>要の分類変更</u>                   |   |      |       |                                   | (d)  |
| <u>売却可能 (IAS 39) から純損<br/>益を通じて公正価値 (IFRS<br/>9) へ—2015年1月1日に選択<br/>した公正価値オプション</u><br>売却可能 (IAS 39) から償却<br>原価 (IFRS 9) |   |      |       |                                   | (e)  |
| <b>「その他の包括利益を通じ<br/>て公正価値」への変更の合計<br/>償却原価</b>   |   |      |       |                                   |  |
| 加算：<br>売却可能 (IAS 39) から<br>純損益を通じて公正価値<br>(IAS 39) から— <u>所要の分類<br/>変更</u>   |   |      |       |                                   | (f)  |

(続き)

2015年1月1日の IAS 第39号から IFRS 第9号への財政状態計算書残高の調整

| 金融資産  | (i)                                     | (ii)               | (iii) | (iv)=(i)+(ii)<br>+(iii)           | (v)=(iii)                                  |
|---|---|--------------------|-------|-----------------------------------|--|
|   | IAS 第39号<br>帳簿価額<br>2014年<br>12月31日 (1) | 分類変更               | 再測定   | IFRS 第9号<br>帳簿価額<br>2015年<br>1月1日 | 2015年1月1<br>日における利<br>益剰余金への<br>影響 (2)、(3) |
| 純損益を通じて公正価値<br>(IAS 39に基づく公正価値<br>オプション) から—2015年1<br>月1日現在で公正価値オプシ<br>ョンの要件に該当せず |   |                    |       |                                   |  |
| 純損益を通じて公正価値<br>(IAS 39) から—選択により<br>2015年1月1日に取り消した<br>公正価値オプション                  |   |                    |       |                                   |  |
| 減算：<br>その他の包括利益を通じて<br>公正価値 (IFRS 9) へ  |   |                    |       |                                   | (1)  |
| 純損益を通じて公正価値<br>(IFRS 9) へ—分類要件に基<br>づく所要の分類変更                                     |   |                    |       |                                   |  |
| 純損益を通じて公正価値<br>(IFRS 9) へ—2015年1月1<br>日に選択した公正価値オプ<br>ション                         |   |                    |       |                                   |  |
| <b>償却原価への変更の合計</b>  |   |                    |       |                                   |  |
| <b>2015年1月1日現在の金融資<br/>産残高、分類変更及び再測定<br/>の合計</b>                                  | (i)                                     | (ii)の<br>合計<br>= 0 | (iii) | (iv)=(i)+(ii)<br>+(iii)           |  |

- (1) IAS 第39号において分離されていた混合金融商品の分類変更の影響を含む。その主契約部分のうち、(a)は2014年12月31日現在の公正価値が X の組込デリバティブに関するものであり、(b)は2014年12月31日現在の公正価値が Y の組込デリバティブに関するものである。
- (2) (c)、(d)、(e)及び(f)を含む。これらは適用開始日にその他の包括利益から利益剰余金に振り替えた金額である。
- (3) (g)、(h)、(i)、(j)、(k)及び(l)を含む。これらは適用開始日に利益剰余金からその他の包括利益累計額に振り替えた金額である。

## 〔案〕 付録 他の IFRS に関するガイダンスの修正

### IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」

IG56 項から IG59 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

## 測 定

- IG56 IFRS 開始財政状態計算書を作成するにあたって、企業は、IFRS 第9号の要件を適用して、IFRS 移行日時点で存在する事実と状況に基づいて、金融資産及び金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定すべきものと、償却原価（又は、金融資産の場合には、その他の包括利益を通じて公正価値）で測定すべきものとの識別を行う。それによる分類は遡及適用される。
- IG57 IFRS 開始財政状態計算書において償却原価（又は、金融資産の場合には、その他の包括利益を通じて公正価値）で測定される金融資産及び金融負債について、企業は、当該資産及び負債が最初に IFRS 第9号の認識要件を満たした時点で存在した状況を基準にしてその帳簿価額原価を算定する。しかし、企業が過去の企業結合で当該金融資産及び金融負債を取得した場合には、その企業結合直後の従前の会計原則に従った帳簿価額を当該日における IFRS によるみなし原価とする（本基準の C4項(e)）。
- IG58 企業による IFRS 移行日現在での強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で又は償却原価で測定する金融資産の減損の見積りは、当該日に行われた従前の会計原則による見積り（会計方針の相違を反映するための修正後）と首尾一貫したものでなければならない。ただし、その仮定が誤っていたという客観的な証拠がある場合を除く（本基準第14項）。当該企業は、その見積りに対するその後の修正の影響を、修正を行った期間の減損損失（又は、IAS 第39号の要件を満たす場合には、減損損失の戻入れ）として処理する。<sup>30</sup>

## 移行時の調整

- IG58A 企業は、IAS 第39号及び IFRS 第9号を適用したことから生じる範囲に限って、IFRS 移行日に利益剰余金の開始残高（又は、適切な場合には、資本の別の内訳項目）で認識される移行時の調整として金融資産又は金融負債の帳簿価額に対する修正を扱うであろう。すべてのデリバティブは、金融保証契約又は指定された有効なヘッジ手段であるものを除き、純損益を通じて公正価値で測定されるので、デリバティブの従前の帳簿価額（ゼロであるかもしれない）と公正価値との差額は IAS 第39号及び IFRS 第9号が最初に適用された事業年度の利益剰余金の期首残高の調整として認識される（金融保証契約又は指定された有効なヘッジ手段であるデリバティブを除く）。

<sup>30</sup> IAS 第 39 号での要求事項への参照は、本基準の完成版では、本基準の該当する項への参照に置き換える。

**IG59** 従前の会計原則の下、資本性金融商品に対する投資を公正価値で測定し、その評価益を純損益の外で認識している企業がある。資本性金融商品に対する投資が純損益を通じて公正価値で認識するものとして分類される場合、**IFRS 第9号適用前**の純損益の外で認識された評価益を **IFRS 第9号**の最初の適用時において利益剰余金に組み替える。**IFRS 第9号**の最初の適用時において、資本性金融商品に対する投資がその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして分類指定されている場合には、**IFRS 第9号適用前**の評価益は、資本の独立項目として認識される。その後、企業は、当該金融資産こうした資本性金融商品に対する投資に係る利得又は損失をその他の包括利益に認識し（配当（純損益に認識される）は除く）、その利得又は損失の累計額を資本の独立項目に累積する。その後の認識の中止に際して、企業は、当該独立項目を資本の中で振り替えることができる。